

甲州市下水道事業経営戦略（案）

（令和7年度～令和16年度）

令和4年2月 策定

令和6年11月 改定

山梨県 甲州市

目次

I	はじめに	1
1.	下水道事業における国の動向	1
2.	甲州市における「経営戦略改定」の背景	4
3.	甲州市の汚水処理事業の概要	6
4.	経営の課題	8
5.	経営戦略の方針	10
6.	経営戦略の期間	11
7.	経営戦略の策定後の活用方法	12
II	流域関連公共下水道事業	14
8.	流域関連公共下水道事業の概要	14
9.	現行使用料について	16
10.	投資試算	17
11.	財源試算	20
12.	投資・財政計画（収支計画）	23
13.	投資以外の考え方	26
14.	業務指標（PI）	27
15.	財政シミュレーション	28
III	特定環境保全単独公共下水道事業	32
16.	特定環境保全単独公共下水道事業の概要	32
17.	現行使用料について	33
18.	投資試算	34
19.	財源試算	36
20.	投資・財政計画（収支計画）	38
21.	投資以外の考え方	41
22.	業務指標（PI）	42
23.	財政シミュレーション	43
IV	特定地域生活排水処理事業	53
24.	特定地域生活排水処理事業の概要	53

25. 現行使用料について	54
26. 投資試算.....	55
27. 財源試算.....	57
28. 投資・財政計画（収支計画）	59
29. 投資以外の考え方.....	61
30. 業務指標（PI）	62
31. 財政シミュレーション.....	63

I はじめに

1. 下水道事業における国の動向

1. 1 全国的な課題

我が国における下水道事業は、これまでの下水道行政の尽力により、下水道処理人口普及率は着実に増加しており、全国的には、汚水処理人口普及率は約90%、下水道処理人口普及率は約80%に到達しています。一方で、全国的に人口減少・高齢化社会の到来を迎え、日本の行政人口は2060年にはピーク時の7割まで減少するものと見込まれています。このような状況の中、下水道職員の減少が顕在化するとともに、将来の使用料収入減少が懸念されます。また、施設の老朽化や、厳しい経営環境が問題となっており、これらは本市においても共通した課題となっています。

1. 2 下水道事業の地方公営企業法の適用

地方公共団体が経営する公営企業は、企業としての経済性を発揮する必要がありますが、その経理方式は、従前の特別会計方式では、現金の動きのみに着目する単式簿記による官公庁会計方式であり、民間企業のような損益計算書や貸借対照表などの財務諸表は作成が不要でした。この場合、減価償却費や利益の概念が民間企業の会計のように明確ではなく、資産の状態や適切な収支状況を把握することが困難でした。そこで、総務省及び国土交通省では、これらの課題を解決するために、複式簿記による企業会計方式を導入すること、より効率的かつ持続的な事業経営のため、「経営戦略の策定・改定」を強く推進しています。

本市では、早期の経営改善を目指し、令和2年4月1日より、地方公営企業法の適用に移行しました。

なお、地方公営企業法では、次ページの3原則が義務付けられています。

用語解説

【 汚水処理人口普及率 】

住宅のトイレや台所、ふろ、洗濯などから出る生活排水の処理施設を利用できる人口が、全人口に占める割合。処理施設には、公共下水道、合併浄化槽などが含まれる。

【 下水道処理人口普及率 】

公共下水道を利用できる人口が、全人口に占める割合。

【 特別会計方式 】

地方公共団体の官庁会計において、一般会計とは別に独立した経理管理が行なわれる会計。

1. 発生主義の原則

現金の収支の有無にかかわらず経済活動の発生という事実に基づき、その発生の都度記録・整理する方式です。現金を支払っていなくても支出として費用にその額が計上されるため、企業の経理内容がそのまま明確に示されます。

2. 独立採算の原則

地方公営企業法において地方公営企業の特別会計における経費は、原則として当該地方公営企業の経営に伴う収入を持って充てなければならないとされています。その経費を収入（料金）によって賄うため、企業ベース（経営）によって行うことができる活動が前提となります。

3. 雨水公費・汚水私費の原則

下水道事業では、独立採算制の原則にある「一般会計において負担すべき経費」について、「雨水公費、汚水私費の原則」で具体的に規定しています。

「雨水公費」とは、雨水が自然現象によるものであり、雨水対策をすることは浸水などの被害を防ぎ、その受益が広く町民に及ぶことから、その経費は公費（税収入）でまかなうという考えです。そのため、雨水対策にかかる費用は税収入（一般会計繰入金）を財源としています。

「汚水私費」とは、汚水が日常生活や生産活動によって生じるもので、下水道の使用者が、どれだけ量の汚水を排出したかを容易に測定できることから、排出量に応じて下水道使用料を徴収し、その収入で汚水処理のための費用をまかなうという考えです。

1. 3 経営戦略の策定・改定

「経営戦略」とは、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（以下「投資試算」という。）と、財源の見通しを試算した計画（以下「財源試算」という。）を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した収支計画です。

総務省では、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大などに対応できる経営健全化の取組を求めており、各地方公共団体に対して、「経営戦略の策定・改定」を要請しています。

用語解説

【一般会計繰入金】

一般会計と特別会計間で、特別会計（下水道事業）の収支不足を補填するために一般会計（市）から充当される資金。

1. 4 経営戦略における国庫補助金の要件化

1.4.1 社会資本整備総合交付金等の交付要件

社会資本整備総合交付金については、「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」（国水事第56号、令和2年3月31日）6.(2)のとおり、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証及び経費回収率の向上に向けたロードマップ（以下、「ロードマップ」という。）の経営戦略への記載等を交付要件としているところです。

【経営戦略におけるロードマップ関連記載事項】

- ①経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限
- ②収入増加・支出削減のための具体的取組及び実施時期
- ③収支構造の改善の要否等について、少なくとも5年に1度の頻度で、定期的な検証・見直しを行う旨

1.4.2 社会資本整備総合交付金等における重点配分要件

公営企業会計を適用した地方公共団体においては、以下のいずれにも該当しないことが要件とされています。

- ①経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できていない
- ②令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³（税抜）未満、かつ経費回収率が80%未満であることに合わせ、15年以上経費回収率向上のための使用料改定を行っていない

2. 甲州市における「経営戦略改定」の背景

本市は平成 17 年（2005 年）11 月 1 日の旧塩山市、旧勝沼町、旧大和村による市町村合併以降、①流域関連公共下水道事業（塩山・勝沼地区）、②特定環境保全単独公共下水道事業（大和地区）・③特定地域生活排水処理事業を旧市町村より引き継ぎ下水道事業を特別会計により経営しており、令和 2 年（2020 年）4 月から新たに公営企業として事業運営に努めています。

下水道事業を取り巻く環境については、人口減少に伴う有収水量及び使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新工事及び建設改良費の増大、並びにこれまでの施設整備費用に要した企業債の償還金が大きいこと等が懸念され、将来的に多くの課題を有しています。

また、地方公営企業法の適用に伴い、新たに減価償却費や長期前受金戻入などの勘定科目が増えたことから資産状況に着目した経営状況の更なる「見える化」が求められています。

このような背景から、本市では、効率的かつ持続可能な経営を目的とし、計画期間を令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とする「甲州市下水道事業経営戦略」を策定しました。

令和 3 年から令和 5 年度までの 3 年間は、この経営戦略に基づき、健全な経営に努め、概ね計画通りの経営状況を維持してまいりました。

しかしながら、近年、ウクライナ情勢に端を発する世界的な経済情勢の変化や物価高等の影響が大きくなっており、下水道事業の経営についてもこの影響を無視できない状況にあります。

前回の経営戦略では、策定期間がコロナ前であったことにより物価上昇が見込まれておらず、また、国交補助金の要件化に必要なロードマップが明記されていない状況でした。

よって、策定から 3 年間の期間を経て、社会情勢の変化や国の要請を受け、経営戦略の改定を実施しました。

今回の改定のポイントは以下の3点です。

- ① 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
- ② 物価上昇等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革（使用料改定等）の検討
- ③ 下水道使用料の改定の必要性に関する検証及び経費回収率の向上に向けたロードマップの経営戦略への記載

-----用語解説-----

【流域関連公共下水道】

下水道事業のうち、複数の地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、都道府県が終末処理場を有するもの。塩山・勝沼地域の下水道が峡東流域下水道に接続しているため、流域関連公共下水道事業に該当する

【単独公共下水道】

下水道事業のうち、地方公共団体が単独で終末処理場を有するもの。

【特定環境保全公共下水道】

下水道事業のうち、農山漁村部の中心集落及び湖沼周辺部の観光地等において実施されるもの。本市では、旧大和村の施設がこれに該当する。

【特定地域生活排水処理事業】

特定地域生活排水処理事業とは、公共下水道や農業集落排水事業区域以外の地域を対象に、市町村が浄化槽を設置して維持管理を行い、生活排水による河川等の水質汚濁を防止し、生活環境を保全するための事業。市町村設置型浄化槽とも呼ぶ。

【有収水量】

下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量のこと。

本市では、原則として水道使用量と同等としている。

【建設改良費】

公営企業の固定資産の新規取得や増改築などに要する経費のこと。

【企業債】

地方公営企業が、施設の建設・改良等に要する資金に充てるための借入金を示す。

【減価償却費】

建物や機械設備など、企業が長期間にわたって利用する資産を購入した場合、その購入価額をいったん資産として計上した後、当該金額を資産の耐用年数にわたって定期的に費用として配分される金額。

【長期前受金戻入】

固定資産取得のために交付された補助金等について、減価償却見合分を収益化したもので、現金を伴わない収益。

3. 甲州市の汚水処理事業の概要

本市の汚水処理事業は、①流域関連公共下水道事業（塩山・勝沼地区）、②特定環境保全単独公共下水道事業（大和地区）、③特定地域生活排水処理事業の3事業を実施しています。

旧塩山市及び旧勝沼町の下水道整備済区域は、流域関連公共下水道事業として集合処理を行っています。この地域から発生した汚水は、県が運営する峡東浄化センターで処理され笛吹川に放流されています。峡東流域下水道は甲州市（旧塩山市、旧勝沼町）、山梨市（旧山梨市、旧牧丘町）、笛吹市（旧石和町、旧春日居町、旧一宮町、旧境川村、旧八代町、旧御坂町）、甲府市（旧中道町）の4市にまたがる下水道です。

旧大和村では、特定環境保全単独公共下水道事業として、大和浄化センターで処理し日川に放流しています。この事業は全てを本市で行っています。

本市は山間部を多く有しているため、下水道による対応区域は人口が多く集中している地域に限られており、これら以外の地域では、浄化槽による対応としています。

なお、下水道計画区域外における希望者には、特定地域生活排水処理事業として市が設置した浄化槽を使用した汚水処理を行っています。この場合、浄化槽は市が管理するものとし、使用している市民は市に使用料を支払うこととなります。

令和5年度末時点での水洗化人口は、15,928人と行政人口29,439人の約54%を占めています。

表1 事業概要（令和6年3月31日現在）

事業名	流域関連公共下水道事業（塩山・勝沼地区）	特定環境保全単独公共下水道事業（大和地区）	特定地域生活排水処理事業
略号	流関	特環	特排
行政人口	29,439 人		
整備済人口	16,674 人	882 人	1,314 人
水洗化人口	13,766 人	856 人	1,306 人
水洗化率	82.6%	97.1%	99.4%
行政人口に対する水洗化人口の割合	46.8%	3.0%	4.4%
年間有収水量	1,375,297m ³ /日	91,618m ³ /日	103,427m ³ /日
日平均有収水量	3,758m ³ /日	250m ³ /日	283m ³ /日

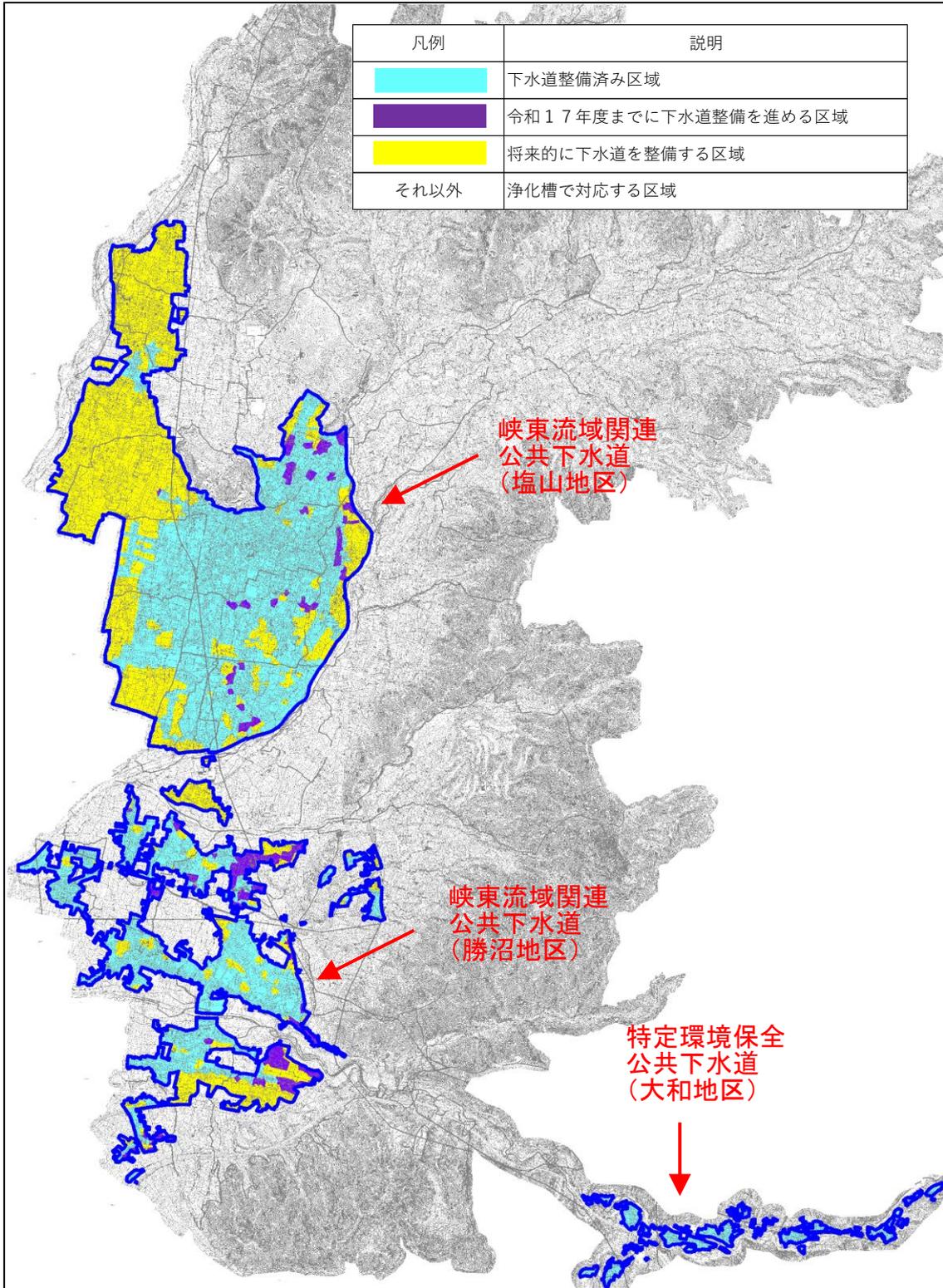


図1 甲州市汚水処理計画図

4. 経営の課題

4.1 使用料の減少

本市の行政人口は近年減少傾向にあり、令和5年度末時点で29,439人となっています。将来的に、令和16年度末には24,291人（R5比：17.5%減）、令和31年度末には18,048人（R5比：38.7%減）と大きく減少すると予想されます。

一方で、下水道整備済区域への人口移動や、今後の整備進捗等により、水洗化人口及び有収水量については、当面は横ばいであり、長期的には減少していくものと予想されます。その他は、単独浄化槽、個人設置合併処理浄化槽、汲取り槽であり、単独浄化槽、汲取り槽は徐々に減少すると予想されます。

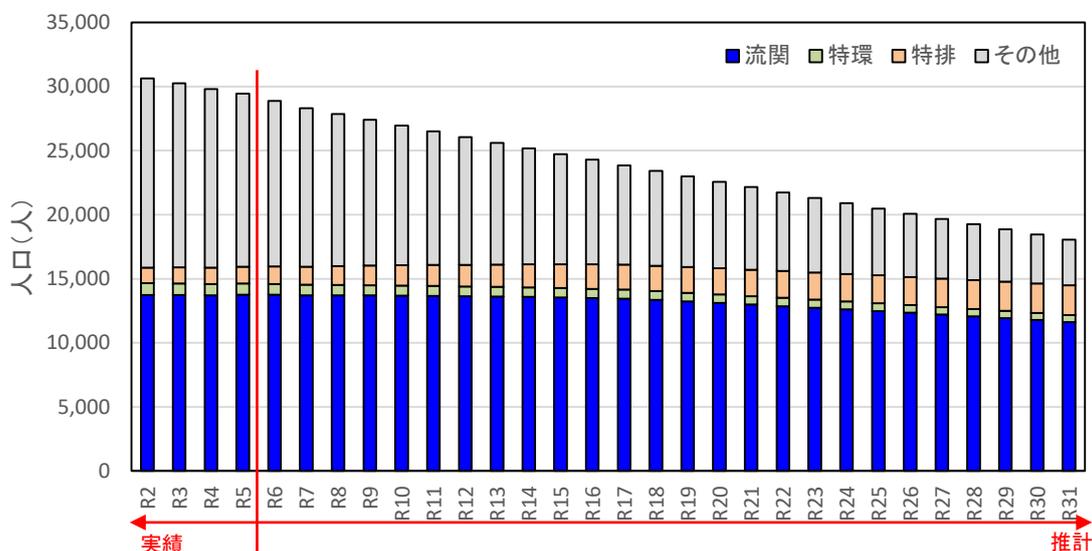


図2 行政人口及び水洗化人口の見通し

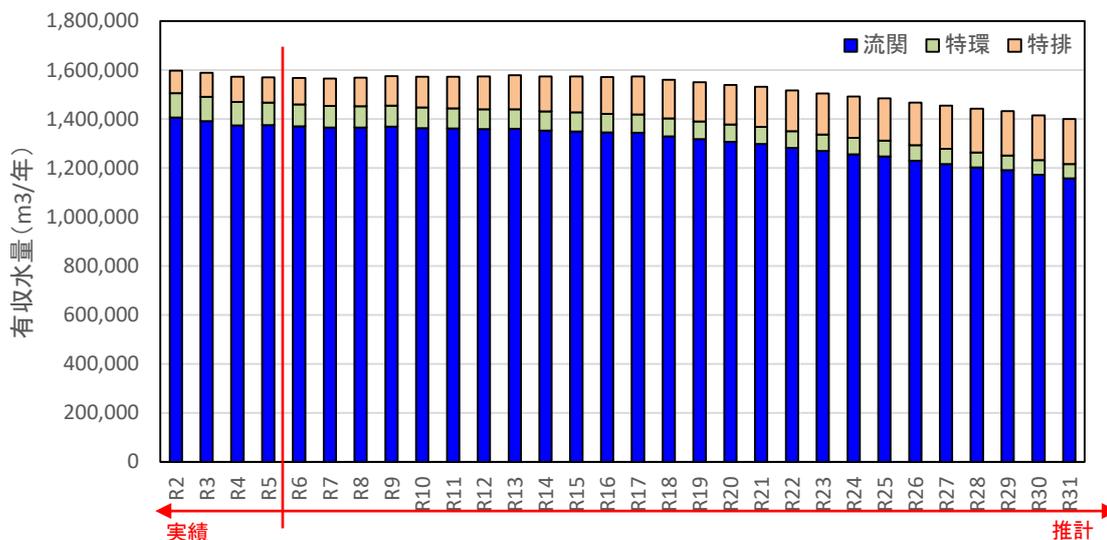


図3 有収水量の見通し

使用料収入については、現行使用料体系のまま有収水量が減少した場合、全体として、令和17年度までは現行程度となる見込みです。

なお、前回の使用料改定は令和3年7月1日に実施しています。

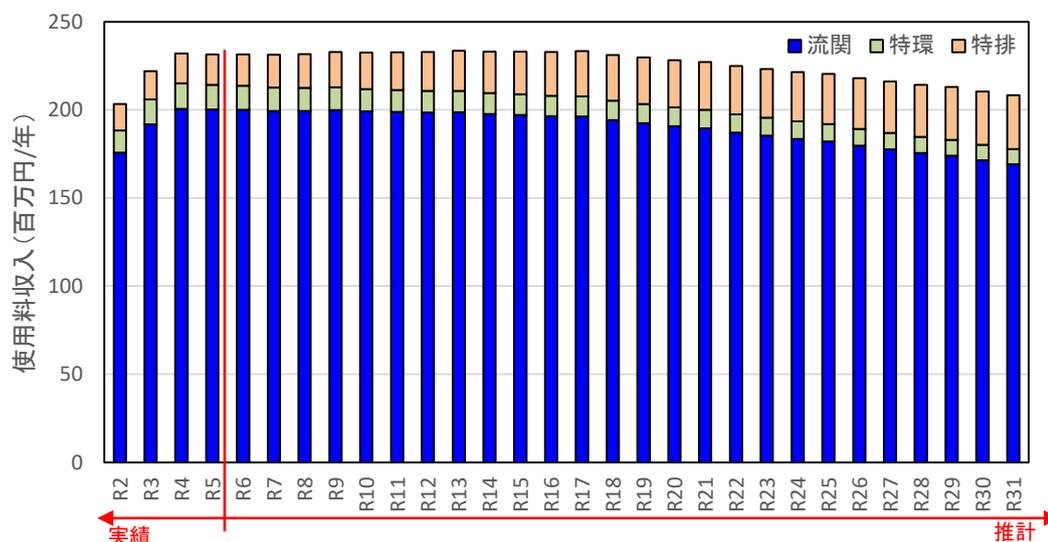


図4 使用料収入の見通し（使用料改定無し）

4.2 施設の老朽化

流域関連公共下水道事業（塩山・勝沼地区）の施設は平成元年の供用開始より35年が経過しており、今後は耐用年数である50年を経過する管路施設が多くなる時期を迎えることとなり、建設改良費の増加が懸念されます。

特定環境保全単独公共下水道事業（大和地区）の施設は平成13年の供用開始より22年が経過しており、機械・電気設備の更新時期を迎えています。

ストックマネジメント計画を活用し、改築・更新費用の平準化に努めていく必要があります。

4.3 スtockマネジメント計画

ストックマネジメント計画とは、下水道事業が有する膨大な資産（ストック）を効率的かつ経済的に管理（マネジメント）するための手法であり、点検・調査、維持・修繕、改築・更新に係る計画として、施設状態を把握した上でリスク評価、目標設定、点検調査計画、修繕・改築計画を策定します。これらの検討結果は本市の下水道事業の中長期収支計画を示した「経営戦略」、また、すでに企業会計方式に移行した「地方公営企業法の適用」と緊密に関連しています。これらの計画や企業会計方式などでは、それぞれの計画値が相互にリンクし合うため、段階的に調整し精度を向上させていくことが重要となります。

5. 経営戦略の方針

本市では、中長期的なまちづくりの方向性を再構築し、今後の行政運営の指針とすべく、「第2次甲州市総合計画（甲州市まちづくりプラン）」を策定しています。この中で、汚水処理事業については、「下水・排水処理対策」として、以下の方針が定められています。

【主要施策1 下水道施設の整備】

☆方向性

- 住宅密集地など、公共水域の水質向上に効果の高い地区を優先して整備を行うとともに、加入促進に努めます。
- 河川水質検査を参考に、下水道計画区域外の地区については、河川上流部地区への市設置型合併浄化槽の普及を推進します。

☆主な取り組み

- 公共下水道の整備
- 市町村設置型浄化槽の整備

【主要施策2 啓発活動の推進】

☆方向性

- 水環境に関する啓発活動については、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が困難な状況となっていますが、今後の状況を勘案しながら、活動を再開していきます。

☆主な取り組み

- 下水道・市設置型合併浄化槽の普及啓発の推進
- 施設見学会の開催
- 水環境関連イベントの開催

出典：甲州市まちづくりプラン（第2次甲州市総合計画）中間見直し版（令和5年3月 甲州市）

甲州市総合計画・関連計画

計画名	策定日	計画期間
甲州市まちづくりプラン （第2次甲州市総合計画）	H30.3 策定 R5.3 中間見直し	H30～R9 前期：H30～R4 後期：R5～R9
甲州市生活排水処理基本計画	R2.3	R2～R11 中間見直し：R7
甲州市都市計画マスタープラン （甲州市まちづくり基本方針）	H21.3 R2.3 改定	
甲州市水道ビジョン及び経営戦略	R2.4	R2～R11

本経営戦略は、上位計画である「第2次甲州市総合計画（甲州市まちづくりプラン）」の方針を踏まえ、この「下水道事業の健全化」を達成するために収支バランスを図るものです。また、地方公営企業法において定められた「独立採算の原則」、「汚水私費の原則」に基づき、収益構造を見直す必要があります。本経営戦略の改定では、以下の方針を設定します。

- ・ストックマネジメント計画を活用し、建設改良費の平準化を図ります。
- ・下水道計画区域外への市設置型合併浄化槽の整備を推進します。
- ・下水道使用料の改定について検討を行い、計画期間内の経費回収率の改善を目指します。

6. 経営戦略の期間

今回の見直しにおいて、改定後の経営戦略（＝この冊子）における計画期間を令和7年度から令和16年度の10年間とします。

---用語解説-----

【経費回収率】 $\text{下水道使用料} \div \text{汚水処理費（公費負担分を除く）} \times 100$

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。

使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す。100%以上であることが必要である。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要である。

【汚水処理費】 汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係る経費の総額。

汚水資本費は、地方公営企業法適用事業において、汚水に係る企業債利息及び減価償却費が含まれる。汚水維持管理費は、管渠費、ポンプ場費、処理場費及び総係費等で構成されており、年間に使用した単年度の経費額となる。

7. 経営戦略の策定後の活用方法

7.1 PDCAサイクルの活用

今回改定する経営戦略は、事業の進捗状況や社会情勢などの下水道事業を取り巻く環境の変化に応じて、適宜見直しを図る必要があります。

本経営戦略では下図に示すPDCAサイクルにより、財務状況等を毎年評価し、経費回収率について計画と実績との乖離が著しい場合には、その原因調査と対策を図ります。

さらに、概ね3～5年毎に投資・財政計画を評価し、ストックマネジメント計画等の他計画との整合を図りつつ、経営戦略の改定を行い、効率的かつ安定的な下水道事業を持続できるよう、経営努力を続けていきます。



図5 PDCAサイクル

7.2 今後のスケジュール

今回策定した経営戦略では、今後悪化することが予想される経費回収率と経常収支比率の改善を目指し、使用料の改定が重要な施策となっています。本経営戦略では、経費回収率の最低維持に必要な改定幅として、令和8年度、令和11年度及び令和14年度の使用料金の改定を検討していきます。

今後は「経営戦略改定」と「使用料改定」を一連の検討と位置付け、見直しを継続していきます。

表2 経営戦略に係る今後のスケジュール

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経営戦略改定 (計画期間)	○											
次期経営戦略改定 (計画期間)						○						
使用料の検討	■				■			■				
使用料改定			○			○			○			

II 流域関連公共下水道事業

8. 流域関連公共下水道事業の概要

峡東流域関連甲州市公共下水道事業は、平成元年 7 月 1 日に供用開始し、以降段階的な整備を実施し、令和 5 年度末現在では事業計画に対し約 73%の整備を終えています。

これまでの総事業費は約 234 億円（税込み）で、うち約 30 億円（税込み）が流域下水道の建設負担金となっています。

表 3 施設の整備状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

峡東流域関連甲州市公共下水道事業		
普及状況等	事業計画面積	951ha
	整備済面積	694ha
	面整備率	73%
	行政人口	29,439 人
	うち、塩山・勝沼地区	28,471 人
	普及人口（整備済人口）	16,674 人
	行政人口普及率 （＝普及人口÷行政人口）	56.6%
	塩山・勝沼地区の普及率	58.8%
	水洗化人口（接続人口）	13,766 人
	水洗化率（接続率） （＝水洗化人口÷普及人口）	82.6%
	下水道使用率 （＝水洗化人口÷行政人口）	46.8%
管渠延長	汚 水	134 km
	雨 水	-
終末処理場	峡東浄化センター（峡東流域下水道）	
水量	年間総処理水量	1,560,626 m ³
	年間有収水量	1,375,297 m ³
	有収率	88.1%

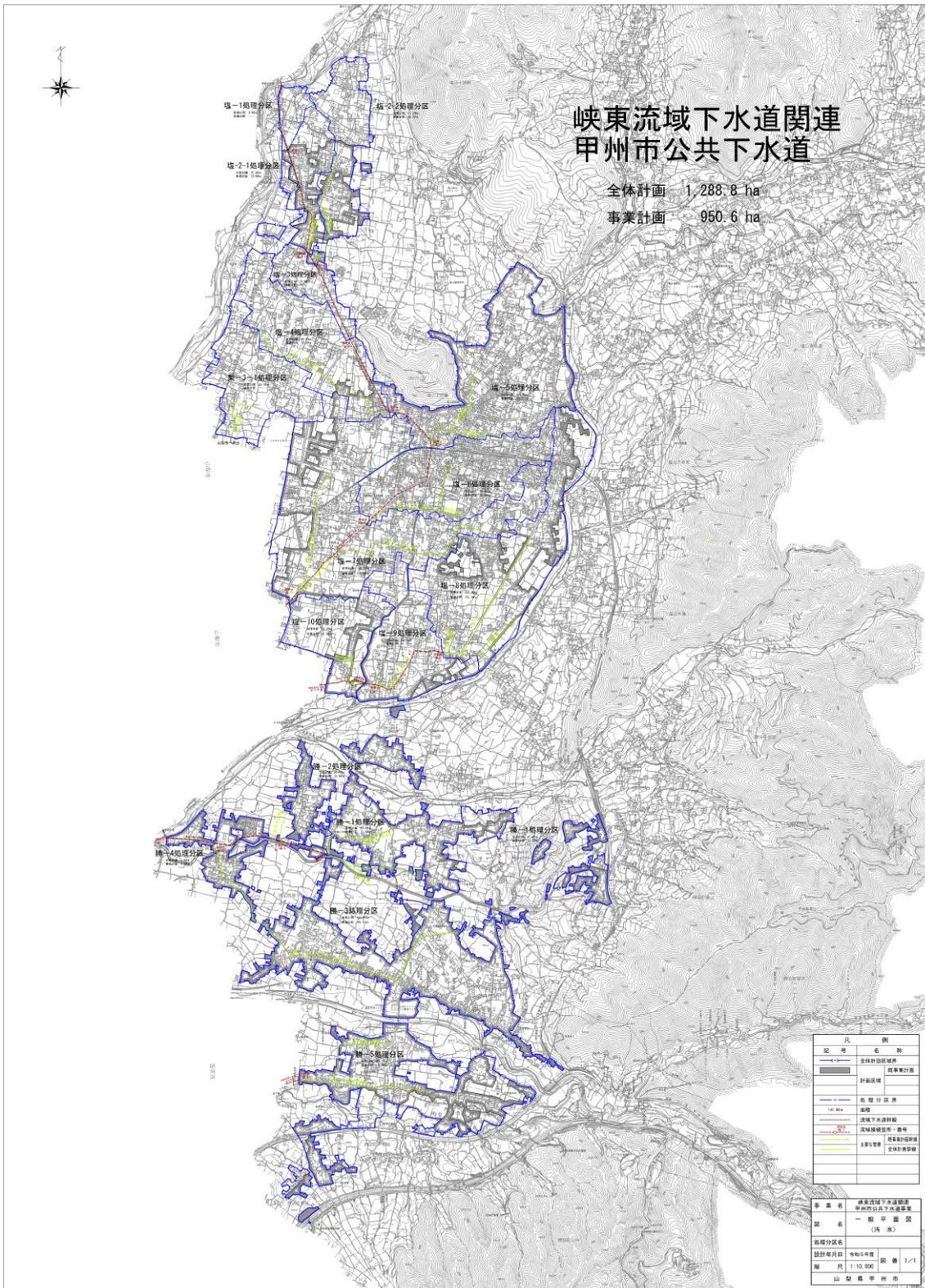


図6 峡東流域関連甲州市公共下水道事業計画図

9. 現行使用料について

9.1 現行の使用料体系

本市の下水道使用料は基本料金を超過した分の水量に応じて加算する「従量制」を採用しています。また、公衆浴場は使用する水量が大きいことから、割安な設定としています。

実際の有収水量と使用料収入から算出した、実態としての使用料単価は、146 円/m³（税抜）となっています。これは国が示した基準額（P.3 参照）150 円/m³（税抜）よりも安い設定となっています。

表4 使用料体系（令和6年3月31日現在）

（令和3年7月1日改定）

従量区分		金額（税込）	金額（税抜）
一般用	基本料金（10m ³ まで）	1,162 円/月	1,057 円/月
	10m ³ ～ 25m ³ まで	155 円/m ³	141 円/m ³
	26m ³ ～	192 円/m ³	175 円/m ³
臨時用	0m ³ ～	213 円/m ³	194 円/m ³
公衆浴場	基本料金（100m ³ まで）	3,866 円/月	3,515 円/月
	101m ³ ～	99 円/m ³	90 円/m ³

9.2 有収水量及び使用料収入の推計

有収水量は今後の整備状況や接続率の改善を考慮して算定しています。

使用料収入と合わせて、当面は横ばい（微減）の状況が続くものと考えられます。

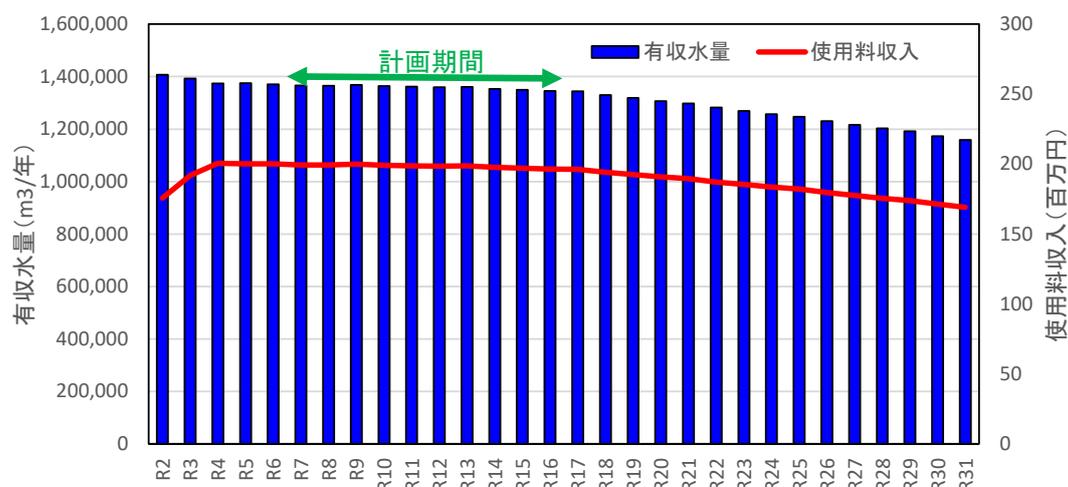


図7 有収水量と使用料収入の試算（使用料改定無し）

10. 投資試算

10. 1 新規汚水整備事業

現在、下水道事業（汚水）における全体計画面積は 1,336ha、事業計画面積は 951ha です。このうち令和元年度末時点で 694ha の整備を完了しており、事業計画に対する整備率は約 73%となっています。

国土交通省では、未普及地域の早期解消を図るべく、効率的な汚水整備を早期に実施するよう求めており、また、それ以降は維持管理や改築更新事業に重点を置くとしています。

本経営戦略においては、山梨県の方針に従い、令和 17 年度までは未普及対策としての新規汚水整備に令和 6 年度は 1 億 5,640 万千円、令和 7 年度以降は年間 1.5 億円、10 年間で約 15 億円の建設改良費を計上しています。

今後、全体計画等の見直しを視野に入れ、効率的な整備手法について検討していく必要があります。

10. 2 管路施設の改築更新事業

令和元年度末における管渠総延長は汚水として約 134km に達しており、最も古い管渠（汚水管）は供用開始から 35 年が経過しています。法定耐用年数が 50 年であることから、近い将来管路施設の大規模な更新時期が到来します。

このような状況を踏まえ、本市ではストックマネジメント計画を策定し、改築更新費用の平準化を図っています。本経営戦略における管路施設の改築更新費については、令和 7 年度以降の調査点検費用として年間 250 万円、10 年間で 2,500 万円、また、更新工事費として令和 10 年度以降、年間 400 万円、7 年間で 2,800 万円の建設改良費を計上しています。

管渠の大規模改築の到来は、供用開始後 50 年を経過する令和 20 年度前後を見込んでおり、今回の計画期間内では建設改良費を計上していません。今後の点検調査結果及びストックマネジメント計画の活用により、見直しを図る予定です。

また、流域下水道の建設負担金として、毎年 3,000 万円を見込んでいます。

10.3 建設改良費

計画期間内の工事について令和16年度までの推計値となっており、令和6年度の現状予算額と同程度以下であると試算しています。

今後のストックマネジメント（SM）実施計画や県の流域下水道事業の計画を受けて見直しが必要です。併せて、見直し時には社会情勢等を注視し柔軟な対応を図ります。

表5 工事スケジュール

工事内容	工事費 (千円)	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
新規汚水整備事業	1,500,000	[Blue bar spanning R7 to R16]									
SM 関連（調査費）	25,000	[Blue bar spanning R7 to R16]									
SM 関連（工事費）	28,000				[Blue bar spanning R10 to R16]						
流域下水道負担金	300,000	[Blue bar spanning R7 to R16]									
合計	1,853,000										

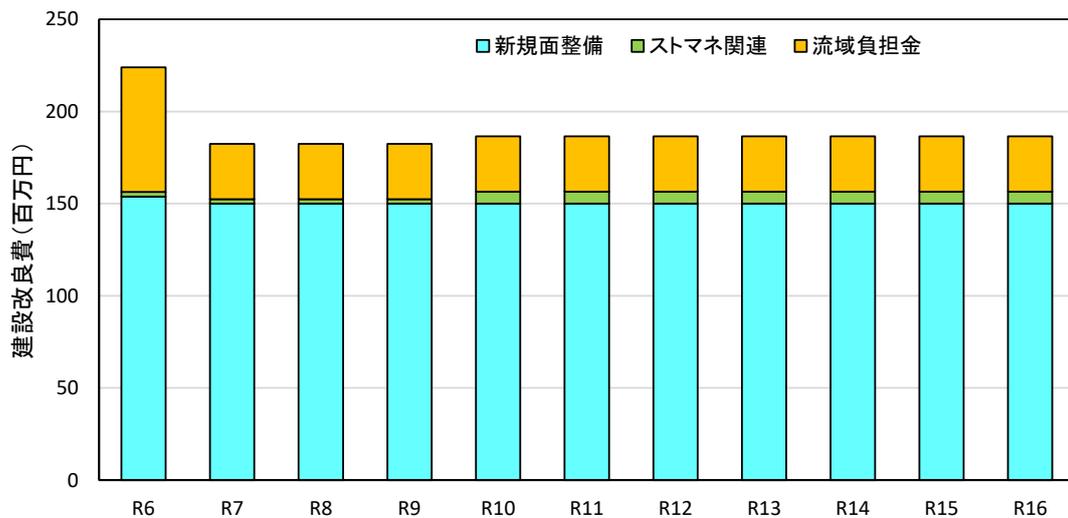


図8 建設改良費の試算

10. 4 維持管理費

維持管理費とは、事業の運営に必要な単年度の経費であり、電気代や施設管理に必要な委託費や修繕費が含まれています。

職員給与費については、職員の人事異動等により年度間で若干の増減が発生する可能性はありますが、財政計画上は概ね変動がないものとして推計しています。

なお、本市の流域関連公共下水道事業では、汚水の終末処理を峡東浄化センターで行っています。このため、山梨県に対し流域下水道維持管理負担金を支出しており、当該負担金は維持管理費の約 58%を占めています。

計画期間内において、有収水量に大きな変動がないことから、維持管理費の基準額は現行ベースとなることが予想されます。

今回の見直しにおいては、この試算額に物価上昇を加味した額としています。

物価上昇率は、明確なトレンド推計が困難であることから、政府が示している「インフレ目標率：2.0%」を採用し、令和7年度以降の維持管理費を対前年比2.0%増加するものとして推計しています。

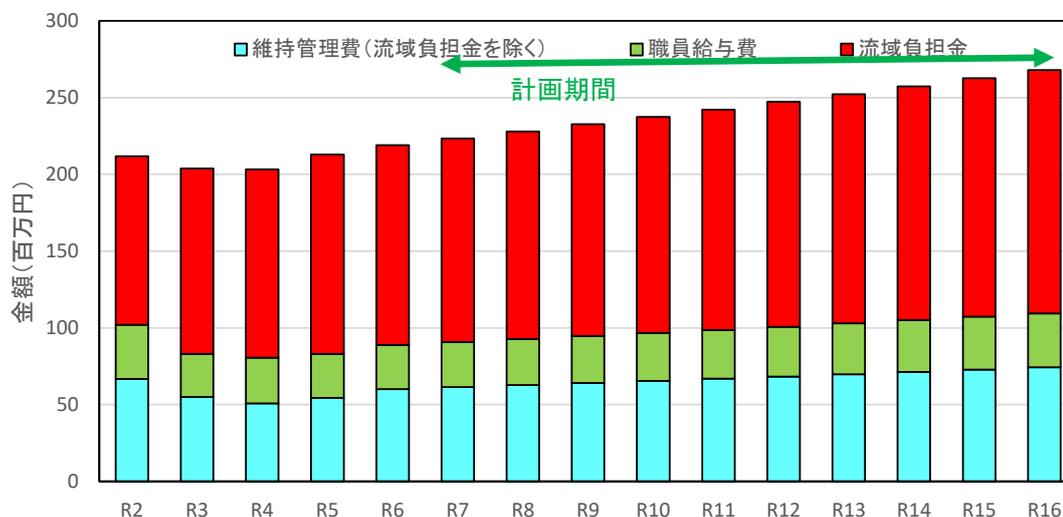


図9 維持管理費の試算

11. 財源試算

11.1 建設財源（国庫補助金・企業債の活用）

多額の建設改良費を賄うために、最大限国庫補助金を活用し、残額に対しては企業債により資金を調達します。国庫補助金は年間約3,000万円、新規企業債の発行額は10年間で約19億円を予定しています。

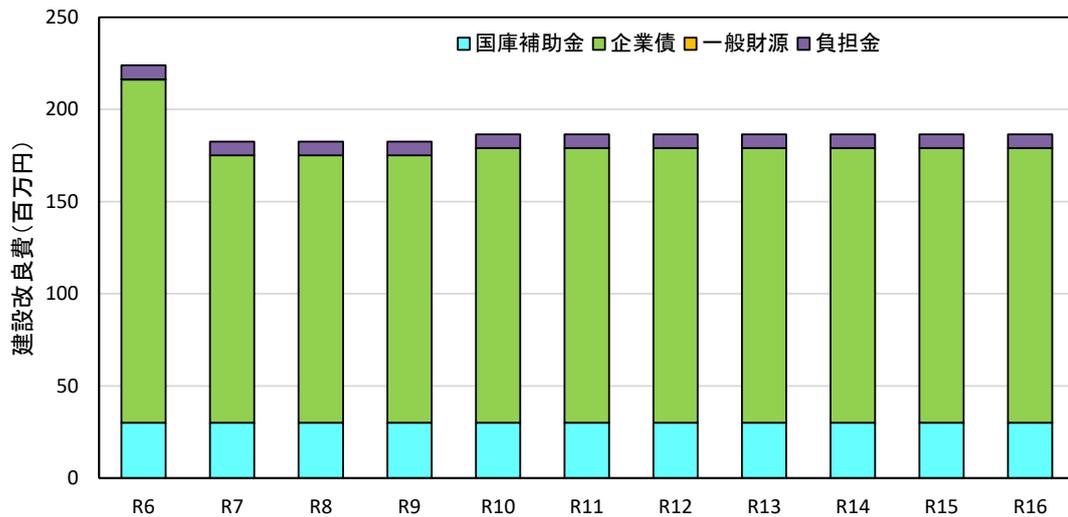


図10 建設財源の試算

用語解説

【負担金（受益者負担金）】

公営企業に対しては、経営の健全化を促進し経営基盤を強化するため、下水道が整備された区域の方々に工事費の一部を負担していただく「受益者負担金制度」を導入して、整備の推進を図っている。

受益者負担金は土地を対象として、公共下水道が整備された土地に対し、その面積に応じて一度だけ負担することとしている。負担する人（受益者）は、公共下水道が整備された区域内に土地を所有している人（土地所有者）、又は土地を借りている人（権利者）となる。

11. 2 企業債残高・企業債償還金の見通し

今後、企業債償還金（元金及び利息）は年々減少傾向にあります。また、償還額よりも新規発行額（年平均約 1.9 億円）が小さいため、企業債残高は減少傾向にあります。

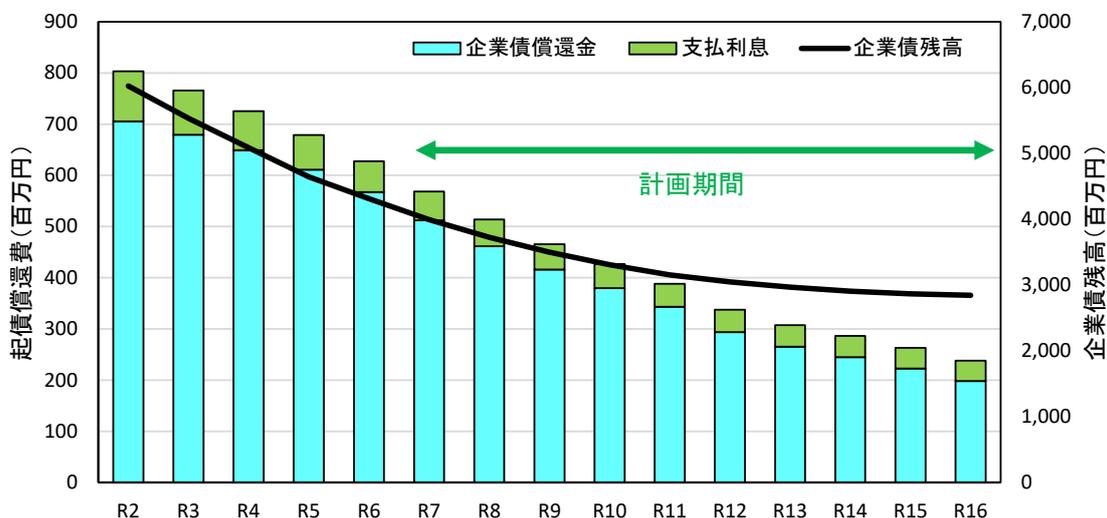


図 11 償還金等の試算

11. 3 減価償却費・長期前受金戻入の見通し

減価償却費及び長期前受金戻入に大きな変動はありません。この差額分は、企業債償還金等の資本的収支における不足額に対する補填財源（損益勘定留保資金）として活用されます。

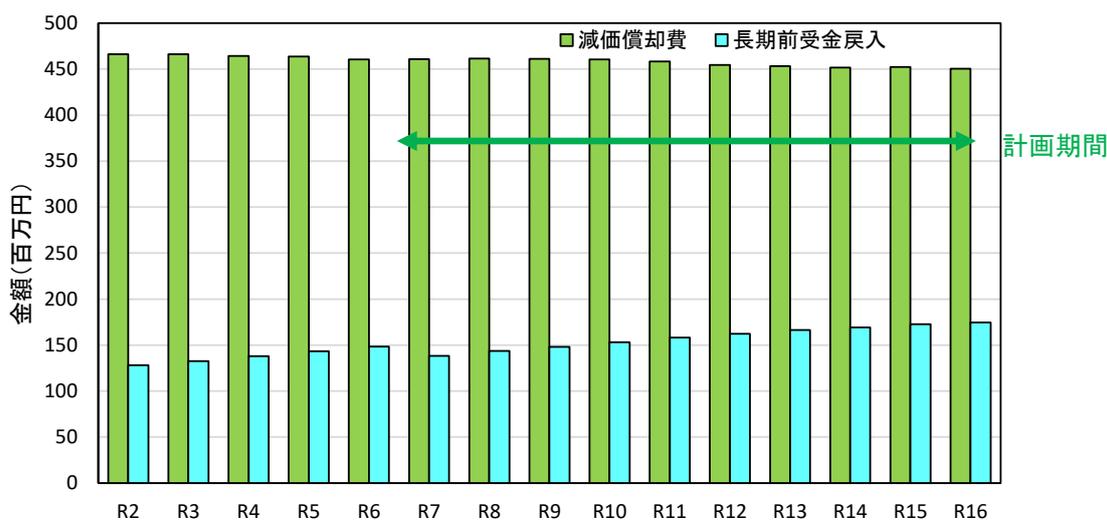


図 12 減価償却費・長期前受金戻入の試算

11. 4 一般会計繰入金

現状と同程度の収益性を保つために、一般会計からの繰入金が必要となります。令和5年度決算では、必要となる維持管理費：約2.1億円に対し、元利償還金が約6.8億円と大きく、この補填に多額の繰入金が必要となりました。元利償還金の減少が見込まれますが、維持管理費の増加の影響もあり、今後とも多額の繰入金が必要となる見込みです。

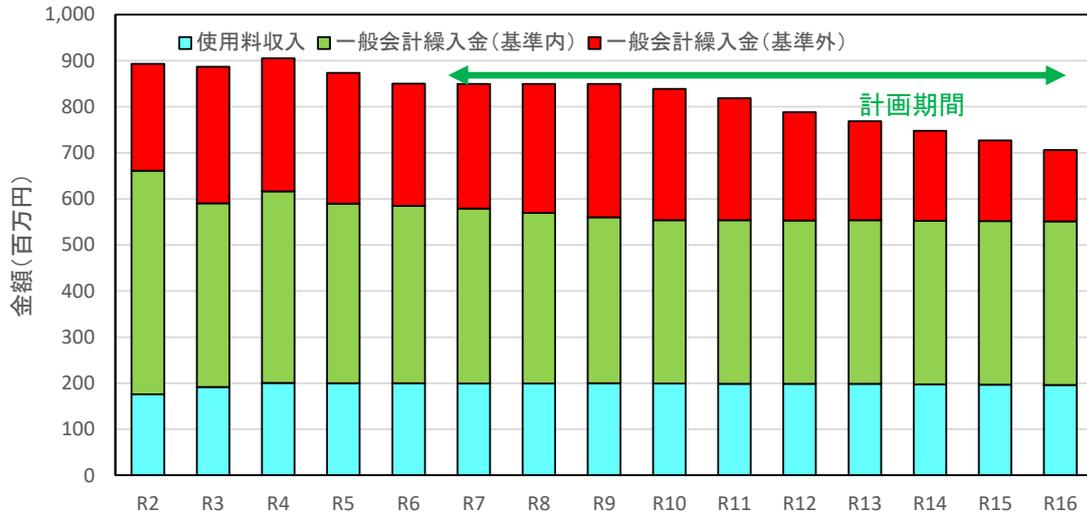


図13 一般会計繰入金の試算（使用料改定なし）

用語解説

【一般会計繰入金】

公営企業に対しては、経営の健全化を促進し経営基盤を強化するため、一般会計から繰入（負担・補助等）を行っている場合があり、その運用上の基準としては、総務省から繰出金に関する通知が出され、一般会計が負担等すべき経費や基準等が示されている。

【一般会計繰入金（基準内）】

繰出基準に基づき、一般会計が負担・補助等する必要な経費として、財政措置（交付税措置）が認められる繰入金。

【一般会計繰入金（基準外）】

繰出基準に基づかない繰入金。基準上、必要以上の繰入金とみなされる。財源措置がないため、運用に当たってはより慎重であることが必要。

12. 投資・財政計画（収支計画）

12. 1 下水道使用料の改定及び経費回収率の改善

本市の下水道使用料は令和3年度の直近の改定から約3年経過しています。下水道使用料について重要な財政指標の1つに「経費回収率」があげられます。経費回収率とは使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、100%以上であることが必要です。

国土交通省からは経営戦略の策定にあたり、経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を記載することを求められており、経費回収率80%以上が最低ライン[※]であると示されています。

※国土交通省では、「経費回収率80%以上であること」を社会資本整備総合交付金の重点配分の交付要件の1つにあげています。

経費回収率は、[使用料単価÷汚水処理原価]より算出されます。汚水処理原価は、維持管理費の増加に伴い将来上昇することが予想されます。

これに対し現行の使用料単価のままとした場合（図14：上）、維持管理費の増加に伴い、経費回収率が徐々に低下することが予想されます。

令和8年度以降、計画期間内の3年毎に使用料を上げることを想定した場合（図14：中）、令和11年度の2回目の値上げ以降は経費回収率が100%を上回るレベルで維持することが可能であると試算されます。この時の上昇幅は令和8年度に15%、令和11年度に10%、令和14年度に10%を想定しています。

なお、計画期間を通じて経費回収率100%を維持する（図14：下）ために必要な値上げを1回として実施した場合、令和8年度に34%の値上げが必要となります。

本経営戦略では、経費回収率90%以上を確保できる水準（図14：中）を想定しますが、使用料改定にあたっては今後の財政状況を注視しつつ詳細な検討が必要であると考えています。

用語解説

【使用料単価】

有収水量1m³あたりの使用料単価を示し、使用料の水準を示す指標のこと。

【汚水処理原価】

有収水量1m³あたりの汚水処理に要した費用、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標のこと。

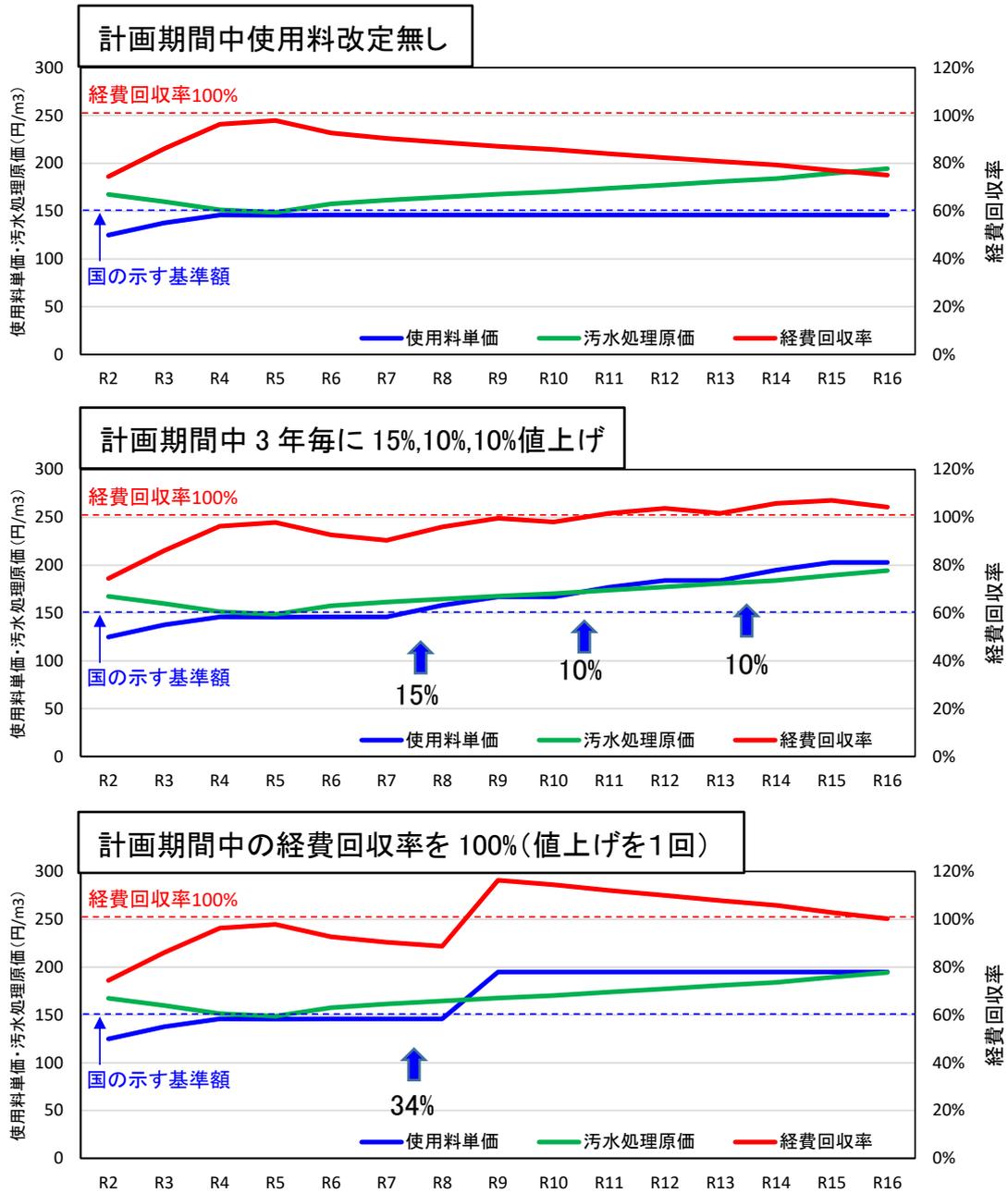


図 14 使用料体系の改定の有無による経費回収率の差異 (流関)
 (上: 改定無し、中: 3年毎 15%, 10%, 10%上昇、下: 値上げ 1回)

12. 2 経常収支の見通し

令和 8 年度から 3 年毎の使用料改定により使用料収入が増加し、収益的収入は変動があるものの増加傾向にあります。これに対し収益的支出は、支払利息の減少などにより減少傾向にあります。本経営戦略では、計画期間内の黒字化を図り、下水道経営の健全化を目指します。

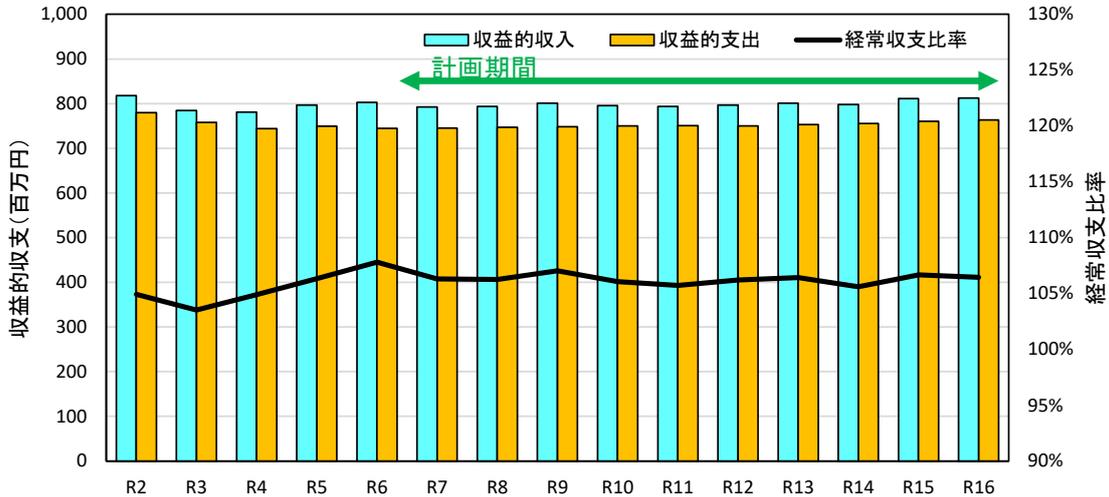


図 15 経常収支の試算

12. 3 一般会計繰入金額の抑制

令和 8 年度から 3 年毎の使用料改定により、一般会計繰入金の抑制を図ります。

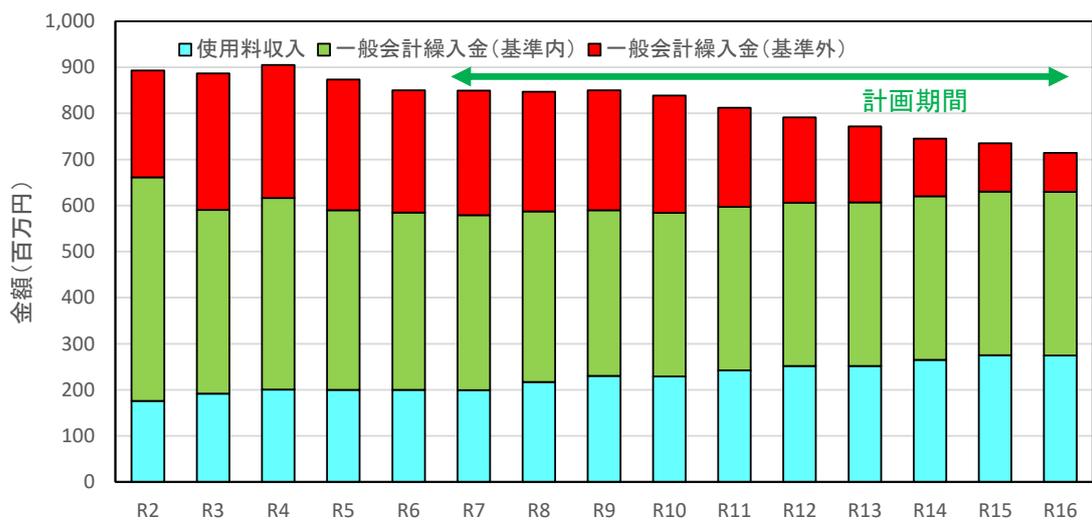


図 16 一般会計繰入金の試算 (使用料改定あり)

13. 投資以外の考え方

13. 1 広域化・共同化について

本市の下水道事業では、流域関連下水道として事業を運営しています。

今後は、委託業務の近隣自治体との共同発注等の維持管理業務の共同化施策の検討を進めていきます。

13. 2 資産活用について

本事業において上部空間を活用できるような資産はありませんが、今後は下水熱の活用など有効な活用方法について検討を進めていきます。

13. 3 官民連携について

現時点で採用している官民連携手法はありませんが、今後はウォーターPPP等を含め、有効な官民連携手法について検討を進めていきます。

-----用語解説-----

【 広域化・共同化 】

執行体制の確保や経営改善により良好な事業運営を継続するための手法の一つとして、複数市町村などによる処理区の統合、下水汚泥の共同処理、維持管理業務の共同化などにより、スケールメリットを生かして効率的な事業運営を図るもの。

14. 業務指標 (PI)

本経営戦略では、前述の PDCA サイクルにおける「Check」における業務指標として、以下の項目を設定します。

表 6 業務指標 (PI) の概要及び目標値 (流域関連)

業務指標	指標の意義	現状 (R5 決算)	単純試算 (R16 推計)	目標値
経費 回収率	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、100%以上であることが必要です。	97.9%	75.0%	100%以上
経常収支 比率	使用料収入や一般会計からの繰入金の総収益で、総費用に企業債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、100%以上となることが必要です。	106.3%	106.6%	100%以上
水洗化率	処理区域内人口のうち、下水道に接続して汚水処理している人口の割合を示す指標です。	82.6%	85%	85%以上 (R16)

※単純試算とは、使用料改定を行わなかった場合における令和 16 年度推計値を示す。

【経費回収率の維持 (ロードマップ)】

本経営戦略では、維持管理費の増加に伴う経費回収率の低下を防ぐべく、使用料の改定を見込んでいます。経費回収率を指標とし、達成できない場合には速やかに経営戦略の見直しを図るものとします。

表 7 経費回収率に関するロードマップ (流域関連)

経費回収率 (%)	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
単純試算	90.3	88.7	87.1	85.7	83.9	82.3	80.7	79.2	77.0	75.0
使用料単価 (円/m ³)	146									
汚水処理原価 (円/m ³)	161	164	167	170	173	177	180	184	189	194
使用料改定有	90.3	96.6	100	98.6	102	104	101	106	107	104
使用料単価 (円/m ³)	146	168			184			203		
汚水処理原価 (円/m ³)	161	164	167	170	173	177	180	184	189	194
最低限維持すべき目標	令和 8 年度の使用料改定以降、計画期間を通じて「90%以上」									

※経費回収率 = 使用料単価 ÷ 汚水処理原価

遊園運公共下水道事業-使用料改定無し (単位:千円(税抜表))

区	年度	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的収入	1. 企業平準化債	235,136	191,070	199,600	170,800	236,200	193,000	191,000	189,000	191,000	189,000	187,000	185,000	183,000	181,000	179,000
	うち資本平準化債	133,900	101,700	80,100	55,700	50,000	48,000	46,000	44,000	42,000	40,000	38,000	36,000	34,000	32,000	30,000
資本的収入	2. 他会計補助金	219,071	245,899	265,800	224,900	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	180,000	160,000	140,000	120,000	100,000	80,000
	3. 他会計借入金	40,330	22,399	35,200	28,700	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
資本的収入	4. 国(都道府県)補助金	10,719	8,417	7,695	10,425	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
	5. 工事負担金	505,256	469,414	509,017	434,825	473,895	430,500	428,500	426,500	428,500	406,500	384,500	362,500	340,500	318,500	296,500
資本的収入	6. 計 (A)	505,256	469,414	509,017	434,825	473,895	430,500	428,500	426,500	428,500	406,500	384,500	362,500	340,500	318,500	296,500
	7. 計 (B)	505,256	469,414	509,017	434,825	473,895	430,500	428,500	426,500	428,500	406,500	384,500	362,500	340,500	318,500	296,500
資本的収入	8. 計 (C)	150,921	120,013	166,082	154,007	223,938	182,500	182,500	182,500	186,500	186,500	186,500	186,500	186,500	186,500	186,500
	9. うち職員給与	23,249	28,130	37,578	32,280	67,534	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
資本的収入	10. うち職員負担金	705,602	679,318	649,375	611,280	567,345	511,919	461,197	416,006	379,640	343,064	293,765	265,183	244,796	222,321	197,995
	11. 他会計長期借入金返還金															
資本的収入	12. 他会計への支出金															
	13. 他会計への支出金															
資本的収入	14. 計 (D)	858,523	799,331	815,457	785,287	791,283	694,419	643,697	598,506	586,140	529,584	480,285	451,683	431,296	408,821	384,495
	15. 計 (E)	351,267	329,917	306,440	330,462	317,388	263,919	215,197	172,006	137,640	123,064	95,765	89,183	90,796	90,321	87,995
資本的収入	16. 1. 損益勘定留保資金	351,267	329,917	306,440	330,462	317,388	263,919	215,197	172,006	137,640	123,064	95,765	89,183	90,796	90,321	87,995
	17. 2. 利益剰余処分金															
資本的収入	18. 3. 繰越工事資金															
	19. 4. 計 (F)	351,267	329,917	306,440	330,462	317,388	263,919	215,197	172,006	137,640	123,064	95,765	89,183	90,796	90,321	87,995
資本的収入	20. 繰越財源不足額 (E)-(F)															
	21. 他会計借入金残高 (G)															
資本的収入	22. 企業債残高 (H)	6,022,753	5,534,505	5,094,731	4,644,250	4,313,105	3,994,186	3,723,989	3,496,983	3,308,343	3,154,279	3,047,514	2,967,331	2,905,535	2,864,214	2,845,219
	23. 計															

○他会計繰入金 (単位:千円)

区	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収入	24. うち基準内繰入金	498,619	449,330	438,977	448,722	450,000	450,000	450,000	450,000	440,000	440,000	430,000	430,000	430,000	430,000	430,000
	25. うち基準外繰入金	415,314	337,171	339,708	345,305	345,000	345,000	345,000	345,000	345,000	345,000	345,000	345,000	345,000	345,000	345,000
資本的収入	26. うち基準内繰入金	83,305	112,159	99,269	103,417	105,000	105,000	105,000	105,000	95,000	95,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000
	27. うち基準外繰入金	219,071	245,899	265,800	224,900	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	180,000	160,000	140,000	120,000	100,000	80,000
資本的収入	28. 計	703,990	613,996	604,006	678,446	755,000	755,000	755,000	755,000	735,000	725,000	715,000	705,000	705,000	705,000	705,000
	29. うち基準内繰入金	148,679	184,503	189,396	180,265	180,000	180,000	180,000	180,000	190,000	170,000	150,000	130,000	110,000	90,000	70,000
資本的収入	30. うち基準外繰入金	717,690	695,229	704,777	673,622	650,000	650,000	650,000	650,000	640,000	620,000	590,000	570,000	550,000	530,000	510,000
	31. 計															

流域連公共下水道事業・使用料改定5%・10% (単位:千円(税抜き))

区分	(単位:千円)															
	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
1. 企業	235,136	191,070	199,600	170,800	236,200	193,000	191,000	189,000	191,000	189,000	189,000	187,000	183,000	181,000	179,000	
うち資本費平準化債	133,900	101,700	80,100	55,700	50,000	48,000	46,000	44,000	42,000	40,000	38,000	36,000	34,000	32,000	30,000	
2. 他会計																
うち補助金	219,071	245,899	265,800	224,900	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	180,000	160,000	140,000	120,000	100,000	80,000	
3. 他会計																
うち負担金	40,330	22,399	35,200	28,700	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
4. 他会計																
うち借入金	10,719	10,046	8,417	10,425	7,695	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	
5. 他会計																
うち他	505,256	469,414	509,017	434,825	473,895	430,500	428,500	426,500	428,500	406,500	384,500	362,500	340,500	318,500	296,500	
(A)																
(B)																
(A)-(B)	505,256	469,414	509,017	434,825	473,895	430,500	428,500	426,500	428,500	406,500	384,500	362,500	340,500	318,500	296,500	
(C)	150,921	120,013	166,082	154,007	223,938	182,500	182,500	182,500	182,500	186,500	186,500	186,500	186,500	186,500	186,500	
(A)-(C)	354,335	349,401	342,935	280,818	249,957	248,000	246,000	244,000	246,000	220,000	200,000	180,000	164,000	142,000	110,000	
うち職員給与費	23,249	28,130	37,578	32,280	67,534	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
うち流用負担金	705,602	679,318	649,375	611,280	567,345	511,919	461,197	416,006	379,640	343,064	293,765	265,183	244,796	222,321	197,895	
2. 企業債償還金																
3. 他会計長期借入返還金																
4. 他会計への支出金																
5. その他																
計	856,523	799,331	815,457	765,287	791,283	694,419	643,697	595,506	566,140	529,564	480,265	451,683	431,296	408,821	384,495	
(D)																
(E)	351,267	329,917	306,440	330,462	317,388	283,919	215,197	172,006	137,640	123,064	95,765	89,183	90,796	90,321	87,895	
(D)-(E)	505,256	469,414	509,017	434,825	473,895	430,500	428,500	426,500	428,500	406,500	384,500	362,500	340,500	318,500	296,500	
1. 繰越工事業	351,267	329,917	306,440	330,462	317,388	283,919	215,197	172,006	137,640	123,064	95,765	89,183	90,796	90,321	87,895	
2. 繰越工事費																
3. 繰越工事金																
4. その他																
計	351,267	329,917	306,440	330,462	317,388	283,919	215,197	172,006	137,640	123,064	95,765	89,183	90,796	90,321	87,895	
(F)																
(E)-(F)																
補填財源不足額																
他会計借入金残高																
企業債残高	6,022,753	5,534,505	5,084,731	4,644,250	4,313,105	3,994,186	3,723,989	3,498,983	3,308,343	3,154,279	3,047,514	2,967,331	2,905,535	2,864,214	2,845,219	

○他会計繰入金 (単位:千円)

区分	(単位:千円)															
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
収益的収支分	498,619	449,330	436,977	448,722	450,000	450,000	430,000	420,000	410,000	390,000	380,000	380,000	360,000	360,000	360,000	
うち基準内繰入金	415,314	337,171	339,708	345,305	345,000	345,000	345,000	345,000	345,000	345,000	345,000	345,000	345,000	345,000	345,000	
うち基準外繰入金	83,305	112,159	99,269	103,417	105,000	105,000	85,000	75,000	65,000	45,000	35,000	35,000	15,000	15,000	15,000	
資本的収支分	219,071	245,899	265,800	224,900	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	180,000	160,000	140,000	120,000	100,000	80,000	
うち基準内繰入金	70,392	61,396	76,404	44,635	40,000	35,000	25,000	15,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
うち基準外繰入金	148,679	184,503	189,396	180,265	160,000	165,000	175,000	185,000	190,000	170,000	150,000	130,000	110,000	90,000	70,000	
計	717,890	695,229	704,777	673,622	650,000	650,000	630,000	620,000	610,000	570,000	540,000	520,000	480,000	460,000	440,000	

Ⅲ 特定環境保全単独公共下水道事業

16. 特定環境保全単独公共下水道事業の概要

特定環境保全単独公共下水道事業は、平成13年4月1日に供用開始し、令和5年度末現在、計画通りの施設建設が終了しています。

これまでの総事業費は約35億円（税込み）です。

表8 施設の整備状況（令和6年3月31日現在）

甲州市特定環境保全公共下水道事業		
普及状況等	事業計画面積	47ha
	整備済面積	47ha
	面整備率	100%
	行政人口	29,439人
	うち、大和地区	968人
	普及人口（整備済人口）	882人
	行政人口普及率 （＝普及人口÷行政人口）	3.0%
	大和地区の普及率	91.1%
	水洗化人口（接続人口）	856人
	水洗化率（接続率） （＝水洗化人口÷普及人口）	97.1%
	下水道使用率 （＝水洗化人口÷行政人口）	2.9%
管渠延長	汚水	21 km
	雨水	-
処理場	計画処理能力	1,200 m ³ /日
	現在最大処理水量（晴天時）	454 m ³ /日
	現在平均処理水量（晴天時）	255 m ³ /日
	処理方式	オキシデーションディツ チ法
水量	年間総処理水量	91,618 m ³
	年間有収水量	91,618 m ³
	有収率	100%

17. 現行使用料について

17.1 現行の使用料体系

特定環境保全下水道事業の使用料体系は、流域関連下水道と同一の使用料体系としています。

表9 使用料体系（令和6年3月31日現在）

（令和3年7月1日改定）

従量区分		金額（税込）	金額（税抜）
一般用	基本料金（10m ³ まで）	1,162 円/月	1,057 円/月
	10m ³ ～ 25m ³ まで	155 円/m ³	141 円/m ³
	26m ³ ～	192 円/m ³	175 円/m ³
臨時用	0m ³ ～	213 円/m ³	194 円/m ³
公衆浴場	基本料金（100m ³ まで）	3,866 円/月	3,515 円/月
	101m ³ ～	99 円/m ³	90 円/m ³

17.2 有収水量及び使用料収入の推計

有収水量は行政人口の減少に伴い、減少していくものと推定しています。使用料収入もこれに合わせて、減少傾向となるものと考えられます。

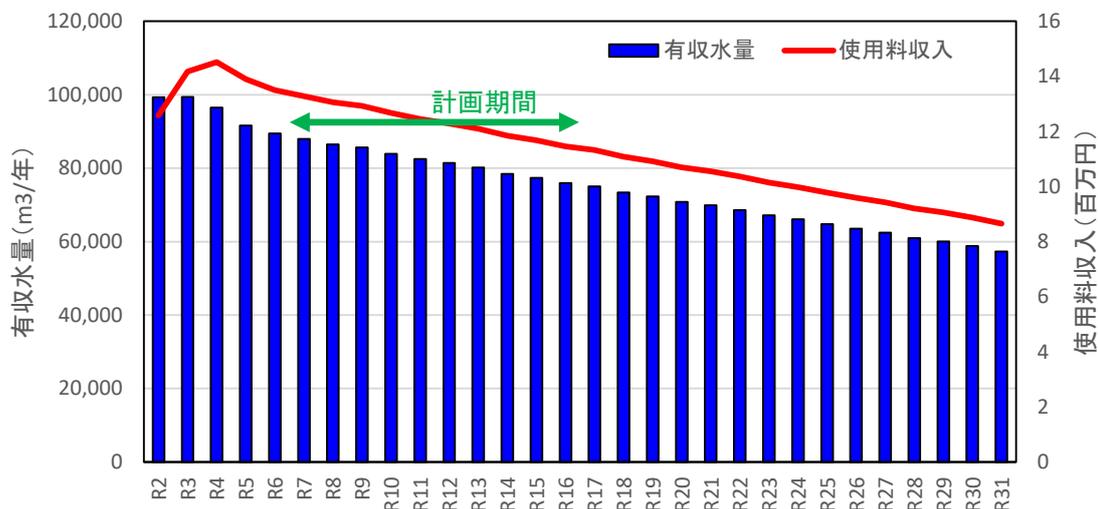


図17 有収水量と使用料収入の試算（使用料改定無し）

18. 投資試算

18.1 処理場施設の改築更新事業

大和浄化センターは、供用開始から22年が経過しており、機械電気設備の更新が必要となっております。この更新工事を令和9年度まで実施し、その後平準化した更新工事を毎年500万円程度見込むものとします。

18.2 建設改良費

計画期間内の工事について令和16年度までの推計値となっております。

現時点で令和5年度から令和9年度までの長寿命化工事を実施しています。それ以降は点検・調査を継続的に実施する予定です。

今後のストックマネジメント実施計画を受けて見直しが必要です。併せて、見直し時には社会情勢等を注視し柔軟な対応を図ります。

表10 工事スケジュール

工事内容	工事費 (千円)	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
長寿命化工事	142,450										
点検・調査	35,000										
合計	177,450										

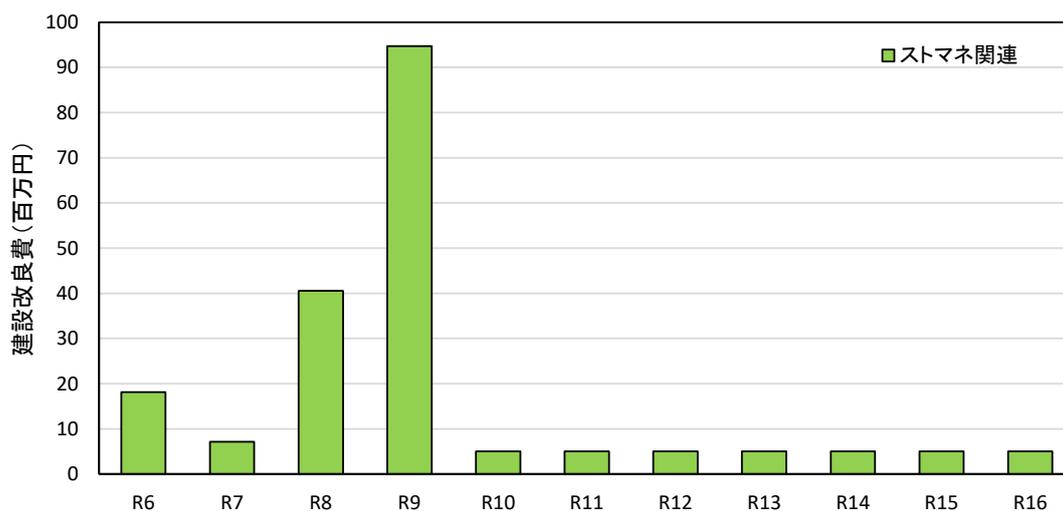


図18 建設改良費の試算

18.3 維持管理費

維持管理費とは、事業の運営に必要な単年度の経費であり、電気代や施設管理に必要な委託費や修繕費が含まれています。

職員給与費については、職員の人事異動等により年度間で若干の増減が発生する可能性はありますが、財政計画上は概ね変動がないものとして推計しています。

計画期間内において、有収水量が減少することから、動力費や薬品費は減少するものの、維持管理費に関わる委託費はほぼ固定費となることから、基準額は現行ベースと大きな現象とはならないことが予想されます。

今回の見直しにおいては、この試算額に物価上昇を加味した額としています。

物価上昇率は、明確なトレンド推計が困難であることから、政府が示している「インフレ目標率：2.0%」を採用し、令和7年度以降の維持管理費を対前年比2.0%増加するものとして推計しています。

結果として、維持管理費は増加傾向となるものが予想されます。



図19 維持管理費の試算

用語解説

【動力費】

主にポンプ等を動かすための電気料金。処理水量の増減により、費用も増減する。

【薬品費】

汚水処理に必要な薬品の購入費用。処理水量の増減により、費用も増減する。

19. 財源試算

19.1 建設財源（国庫補助金・企業債の活用）

建設改良費を賄うために、最大限国庫補助金を活用し、残額に対しては企業債により資金を調達します。国庫補助金は平均で年間約 888 万円、新規企業債の発行額は平均で年間約 885 万円を予定しています。

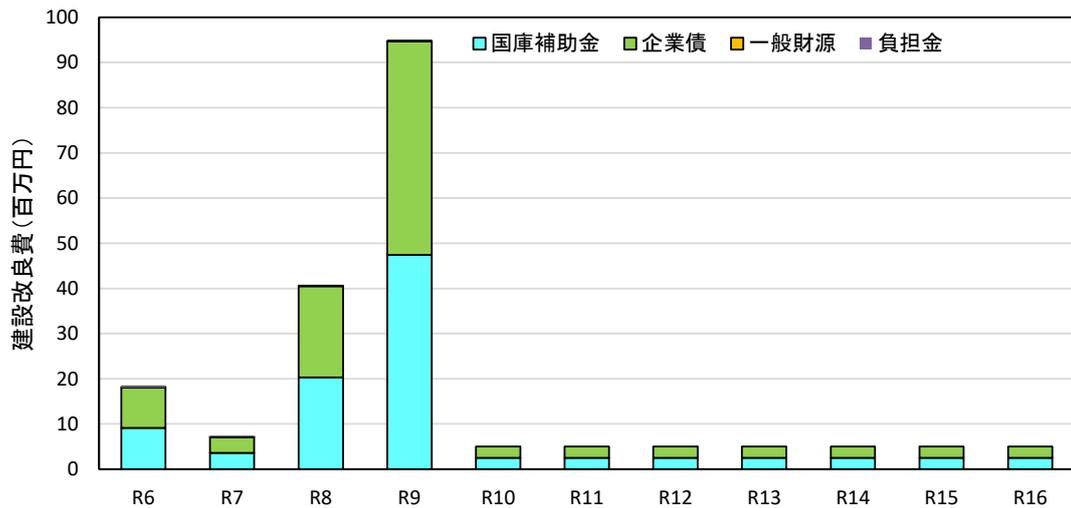


図 20 建設財源の試算

19.2 企業債残高・企業債償還金の見通し

今後、企業債償還金（元金及び利息）は当面現状維持ではありますが、将来的には年々減少傾向にあります。また、償還額よりも当面は新規発行額（年平均約 885 万円）が小さいため、企業債残高は減少傾向にあります。

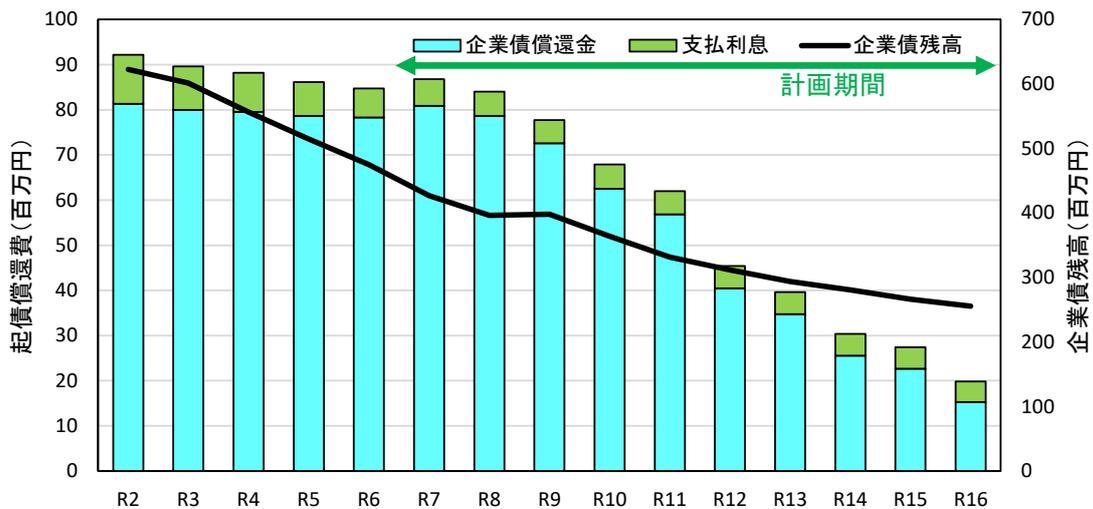


図 21 償還金等の試算

19. 3 減価償却費・長期前受金戻入の見通し

減価償却費及び長期前受金戻入に大きな変動はありません。この差額分は、企業債償還金等の資本的収支における不足額に対する補填財源（損益勘定留保資金）として活用されます。

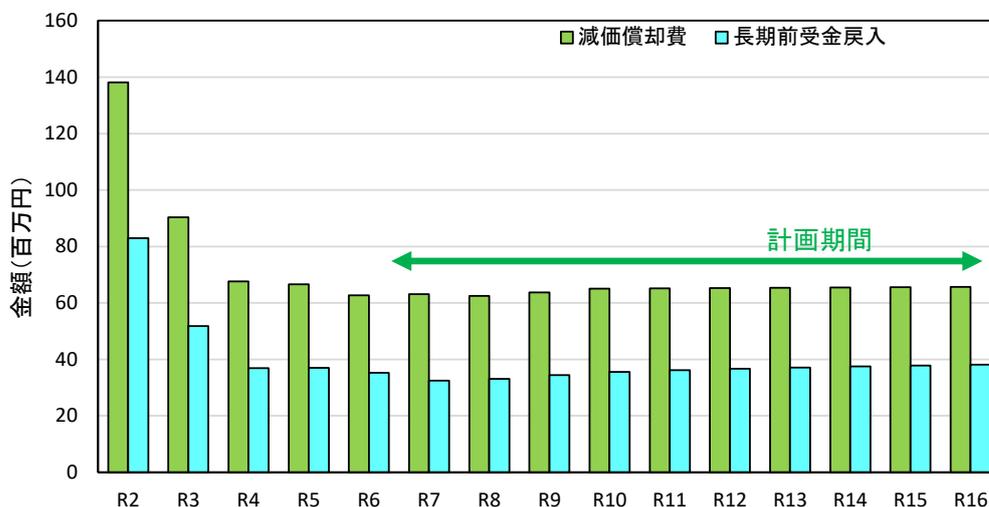


図 22 減価償却費・長期前受金戻入の試算

19. 4 一般会計繰入金

経常収支比率を 100%とするために、一般会計からの繰入金が必要となります。令和 5 年度決算では、維持管理費：約 2,800 万円に対し、元利償還金が約 8,600 万円と大きく、この補填に多額の繰入金が必要となりました。維持管理費の増加の影響もあり、今後とも多額の繰入金が必要となる見込みです。

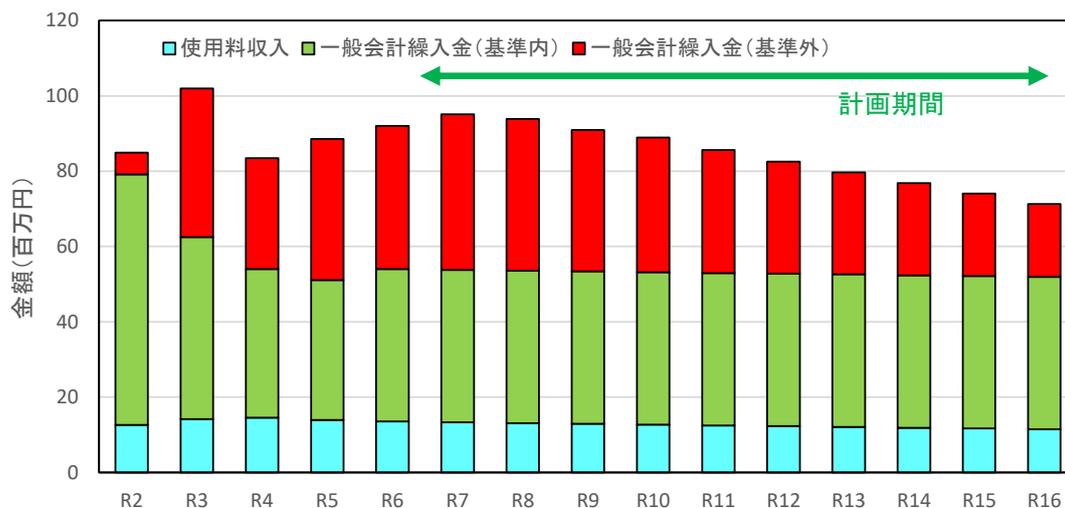


図 23 一般会計繰入金の試算（使用料改定なし）

20. 投資・財政計画（収支計画）

20. 1 下水道使用料の改定及び経費回収率の改善

本市の下水道使用料は令和3年度の直近の改定から約3年経過しています。下水道使用料について重要な財政指標の1つに「経費回収率」があげられます。経費回収率とは使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、100%以上であることが必要です。

国土交通省からは経営戦略の策定にあたり、経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を記載することを求められており、経費回収率80%以上が最低ライン[※]であると示されています。

※国土交通省では、「経費回収率80%以上であること」を社会資本整備総合交付金の重点配分の交付要件の1つにあげています。

経費回収率は、 $[\text{使用料単価} \div \text{汚水処理原価}]$ より算出されます。汚水処理原価は、有収水量の減少に伴い将来上昇することが予想されます。

これに対し現行の使用料単価のままとした場合（図24：上）、汚水処理原価の増加（維持管理費が増加するが有収水量は低下する）により、経費回収率が50%以下で徐々に低下することが予想されます。

流域関連下水道と同等に、令和8年度以降、計画期間内の3年毎に使用料を15%、10%、10%上げることが想定した場合（図24：下）においても、経費回収率が低い水準のままとなることが試算されます。

なお、本事業のみで計画期間を通じて経費回収率100%を維持するために必要な上昇率とした場合、令和8年度に180%以上の値上げが必要と試算され、住民の負担を考慮すると、現実的ではありません。

本事業は、市街化区域外の特定な地域、河川上流の水質を守るために整備された特定環境保全公共下水道の性質上、小規模ではありますが今後も事業を続けていく必要があります。事業としては単独ですが、料金体系としては流域関連下水道事業との連結決算により、補填をはかることとします。

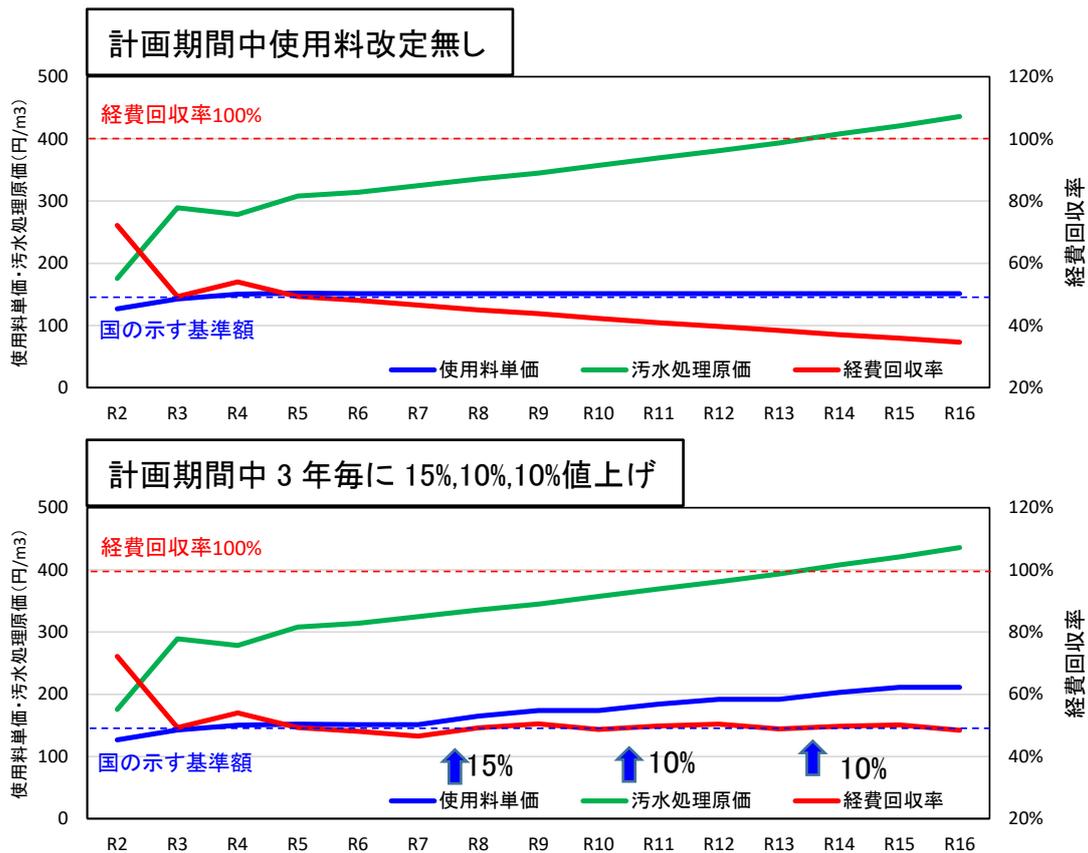


図 24 使用料体系の改定の有無による経費回収率の差異 (特環)
 (上: 改定無し、下: 3年毎15%, 10%, 10%上昇)

20. 2 経常収支の見通し

経常収支が100%（経常収支額=0）となるように、一般会計繰入金での調整を行っています。

20. 3 一般会計繰入金額の抑制

令和8年度から3年毎の適正な使用料収入の見直しを行い、一般会計繰入金の抑制を図ります。

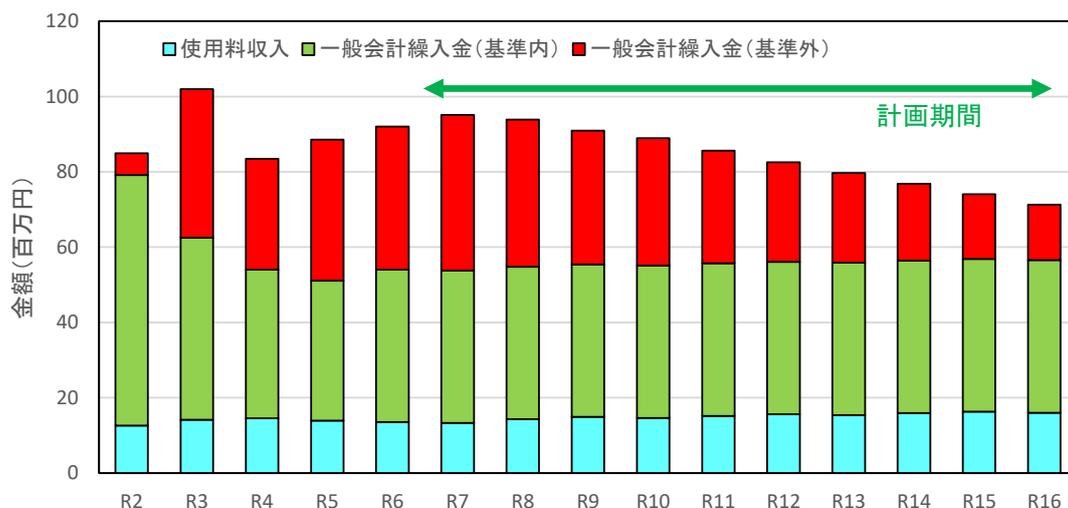


図 25 一般会計繰入金の試算（使用料改定あり）

21. 投資以外の考え方

21. 1 広域化・共同化について

本事業は、市街化区域外の特定な地域、河川上流の水質を守るために整備された特定環境保全公共下水道の性質上、小規模であります。今後も事業を続けていく必要があります。今後の人口減少などに注視しつつ、今後も検討を行っています。

21. 2 資産活用について

本事業における処理場の上部空間を活用できるような有効な活用方法について検討を進めていきます。

21. 3 官民連携について

現在、処理場の維持管理を 3 年間の包括的民間委託として事業を実施しています。

今後も更なる検討・協議を実施します。

22. 業務指標 (PI)

本経営戦略では、前述の PDCA サイクルにおける「Check」における業務指標として、以下の項目を設定します。

表 11 業務指標 (PI) の概要及び目標値

業務指標	指標の意義	現状 (R5 決算)	単純試算 (R16 推計)	目標値
経費 回収率	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、100%以上であることが必要です。	49.2%	34.6%	100%以上

※単純試算とは、使用料改定を行わなかった場合における令和 16 年度推計値を示す。

【経費回収率の維持 (ロードマップ)】

本経営戦略では、使用料収入の減少に伴う経費回収率の低下を防ぐべく、使用料の改定を見込んでいますが、事業単体での大幅な改善が困難であり、流域関連下水道事業との連携を図ります。事業単体では、現状維持程度の経費回収率を目標といたします。

表 12 経費回収率に関するロードマップ

経費回収率 (%)	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
単純試算	46.5	45.0	43.7	42.2	40.8	39.6	38.3	37.0	35.8	34.6
使用料単価 (円/m ³)	151									
汚水処理原価 (円/m ³)	314	324	335	344	357	369	381	393	408	420
使用料改定有	46.5	49.1	50.4	48.6	49.7	50.3	48.8	49.7	50.1	48.3
使用料単価 (円/m ³)	151	174			194			211		
汚水処理原価 (円/m ³)	314	324	335	344	357	369	381	393	408	420
最低限維持すべき目標	令和 8 年度の使用料改定以降、計画期間を通じて「40%以上」									

※経費回収率 = 使用料単価 ÷ 汚水処理原価

23. 財政シミュレーション

(単位:千円(税抜率)%)

区分	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
1. 営業用収益収入	12,589	14,179	14,515	13,904	13,903	13,283	13,062	12,932	12,676	12,456	12,291	12,103	11,850	11,684	11,464
(1) 使託工事収益	12,585	14,174	14,515	13,902	13,903	13,283	13,062	12,932	12,676	12,456	12,291	12,103	11,850	11,684	11,464
(2) その他	4	5		2											
2. 営業外収益	154,119	114,574	86,646	88,545	83,751	84,370	83,871	85,509	87,846	88,370	88,968	89,708	90,467	91,222	91,922
(1) 補助金	71,221	62,727	51,799	51,531	48,509	51,849	50,830	51,036	52,252	52,195	52,279	52,571	52,949	53,390	53,842
(2) 長期前受金	82,898	51,847	36,847	37,014	35,242	32,521	33,041	34,473	35,594	36,175	36,689	37,137	37,518	37,832	38,080
(3) その他	166,708	128,753	103,181	102,449	97,254	97,653	96,833	98,441	100,522	100,826	101,259	101,811	102,317	102,906	103,386
1. 営業費用	155,518	119,055	94,434	94,878	90,202	91,708	91,563	93,308	95,105	95,685	96,205	96,920	97,507	98,152	98,774
(1) 職員給与	3,272	6,472	7,088	6,326	6,029	6,762	6,897	7,035	7,176	7,319	7,465	7,615	7,767	7,922	8,081
基本給	1,814	3,334	3,804	3,331	3,490	3,560	3,631	3,704	3,778	3,853	3,930	4,009	4,089	4,171	4,254
手当	922	1,727	1,721	1,615	1,688	1,722	1,756	1,791	1,827	1,864	1,901	1,939	1,978	2,017	2,058
退職給付費	536	1,411	1,563	1,380	1,451	1,480	1,510	1,540	1,571	1,602	1,634	1,667	1,700	1,734	1,769
福利厚生費	14,094	22,270	19,802	21,905	21,474	21,799	22,129	22,508	22,828	23,170	23,549	23,919	24,259	24,654	25,022
動力費	102	3,907	5,993	5,638	5,503	5,521	5,539	5,594	5,592	5,604	5,641	5,666	5,658	5,691	5,695
光熱水費	3,697	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
通信運搬費	196	153	104	104	100	102	104	106	108	110	113	115	117	120	122
燃料費	419	7,113	1,917	4,070	4,000	4,080	4,162	4,245	4,330	4,416	4,504	4,594	4,686	4,780	4,876
薬品費	780	592	732	766	767	770	772	780	779	782	786	790	788	793	794
委託費	8,574	9,550	9,874	10,214	10,000	10,200	10,400	10,612	10,824	11,040	11,261	11,486	11,716	11,950	12,189
その他	326	952	1,178	1,089	1,100	1,122	1,144	1,167	1,191	1,214	1,239	1,263	1,289	1,315	1,341
(3) 減価償却費	138,152	90,323	67,604	66,647	62,699	63,147	62,537	63,765	65,101	65,196	65,291	65,396	65,481	65,576	65,671
(4) 除却費	10,891	9,687	8,667	7,546	6,452	5,945	5,370	5,133	5,417	5,141	4,954	4,891	4,810	4,754	4,612
2. 営業外費用	10,891	9,687	8,667	7,546	6,452	5,945	5,370	5,133	5,417	5,141	4,954	4,891	4,810	4,754	4,612
(1) 支払利息	10,891	9,687	8,667	7,546	6,452	5,945	5,370	5,133	5,417	5,141	4,954	4,891	4,810	4,754	4,612
(2) その他															
支出の合計	166,409	128,752	103,181	102,424	97,254	97,653	96,833	98,441	100,522	100,826	101,259	101,811	102,317	102,906	103,386
経常損益	(O)-(D)	(E)		29											
特別損益	(F)			29											
特別損失	(G)			31											
特別損益	(H)			29											
当年純利益(又は純損失)(E)+(H)	△ 299	△ 1	31	△ 29											
繰越利益剰余金又は累積欠損金	(I)		31												
流動資産	(J)														
流動負債	(K)														
うち建設改良費															
うち一時借入金															
うち未払金															
累積欠損金比率 (A)-(B) × 100	(L)														
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額	(M)														
営業収益一受託工事収益(A)-(B)	12,589	14,179	14,515	13,904	13,503	13,283	13,062	12,932	12,676	12,456	12,291	12,103	11,850	11,684	11,464
健全化法施行令第6条による(L) / (M) × 100	(N)														
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(O)														
健全化法施行令第6条に規定する償還可能資金	(P)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(Q)														
健全化法第22条により算定した償還可能資金不足率 (N) / (P) × 100	(R)														

特定環境保全公共下水道事業-使用料改定無し (単位:千円(税抜き))

区分	年度															
	令和12年度 (決算)	令和13年度 (決算)	令和14年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
資本	1. 企業費平準化債	15,864	58,830	34,600	36,600	39,000	32,500	48,200	74,300	28,500	24,500	20,500	16,500	12,500	8,500	4,500
	うち資本費平準化債	13,400	20,100	31,400	32,000	30,000	29,000	28,000	27,000	26,000	22,000	18,000	14,000	10,000	6,000	2,000
資本的収入	2. 他会計出資金															
	3. 他会計補助金	1,143	25,030	19,000	23,100	30,000	30,000	30,000	27,000	24,000	21,000	18,000	15,000	12,000	9,000	6,000
資本的収入	4. 他会計借入金															
	5. 国(都道府県)補助金	3,380	3,080		2,750	9,100	3,600	20,300	47,400	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
資本的収入	6. 工事負担金	66	65		66											
	7. その他															
資本的収入	8. 計	20,453	87,005	53,666	62,450	78,100	66,100	98,500	148,700	55,000	48,000	41,000	34,000	27,000	20,000	13,000
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額															
資本的収入	9. 計	20,453	87,005	53,666	62,450	78,100	66,100	98,500	148,700	55,000	48,000	41,000	34,000	27,000	20,000	13,000
	(B)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額															
資本的収入	10. 計	20,453	87,005	53,666	62,450	78,100	66,100	98,500	148,700	55,000	48,000	41,000	34,000	27,000	20,000	13,000
	(C)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額															
資本的収入	11. 建設改良費	6,523	45,529	3,597	7,546	18,150	7,150	40,590	94,710	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	うち職員給与費															
資本的収入	12. 企業償還金	81,305	79,946	79,499	78,589	78,305	80,854	78,646	72,615	62,478	56,843	40,453	34,711	25,532	22,683	15,251
	うち長期借入返還金															
資本的収入	13. 他会計長期借入返還金															
	14. 他会計への支出金															
資本的収入	15. 計															
	(D)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額															
資本的収入	16. 計	87,828	125,475	83,096	86,145	96,455	88,004	119,236	167,325	67,478	61,843	45,453	39,711	30,532	27,683	20,251
	(E)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額															
資本的収入	17. 損益勘定留保資金	67,375	38,470	29,430	23,695	18,355	21,904	20,736	18,625	12,478	13,843	4,453	5,711	3,532	7,683	7,251
	うち繰越工事業資金															
資本的収入	18. 繰越工事業資金															
	19. 計															
資本的収入	20. 計	67,375	38,470	29,430	23,695	18,355	21,904	20,736	18,625	12,478	13,843	4,453	5,711	3,532	7,683	7,251
	(F)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額															
資本的収入	21. 補填財源不足額															
	22. 他会計借入金残高															
資本的収入	23. 計															
	(G)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額															
資本的収入	24. 計	622,533	601,417	556,518	514,518	475,213	428,859	396,413	398,098	364,120	331,777	311,824	293,613	280,579	266,396	255,647
	(H)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額															

○他会計繰入金 (単位:千円)

区分	年度															
	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
収益的収支	1. うち基準内繰入金	71,221	62,727	49,857	51,531	48,509	51,849	50,930	51,036	52,252	52,195	52,279	52,571	52,949	53,390	53,842
	うち基準外繰入金	66,162	47,832	38,974	36,654	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
資本的収支	2. うち基準内繰入金	5,059	14,895	10,983	14,877	8,509	11,849	10,930	11,036	12,252	12,195	12,279	12,571	12,949	13,390	13,842
	うち基準外繰入金	1,143	25,030	19,000	23,100	30,000	30,000	27,000	24,000	21,000	18,000	15,000	12,000	9,000	6,000	3,000
資本的収支	3. うち基準内繰入金	386	460	534	534	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	うち基準外繰入金	757	24,570	18,466	22,566	29,500	29,500	29,500	26,500	23,500	20,500	17,500	14,500	11,500	8,500	5,500
合計	4. 計	72,364	87,757	68,857	74,631	78,509	81,849	80,930	78,036	76,252	73,195	70,279	67,571	64,949	62,390	59,842
	(H)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額															

特定環境保全公共下水道事業-使用料改定15%、10%、10% (単位:千円(税抜き))

区分	年度															
	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
1. 企業	15,864	58,830	34,600	36,600	39,000	32,500	48,200	74,300	28,500	24,500	20,500	16,500	12,500	8,500	4,500	
うち資本費平準化債	13,400	20,100	31,400	32,000	30,000	29,000	28,000	27,000	26,000	22,000	18,000	14,000	10,000	6,000	2,000	
2. 他会計出資金																
3. 他会計補助金	1,143	25,030	19,000	23,100	30,000	30,000	30,000	27,000	24,000	21,000	18,000	15,000	12,000	9,000	6,000	
4. 他会計借入金																
5. 他会計借入金																
6. 国(都道府県)補助金	3,380	3,080		2,750	9,100	3,600	20,300	47,400	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	
7. 固定資産売却代金																
8. 工事負担金	66		66													
9. その他																
計 (A)	20,453	87,005	53,666	62,450	78,100	66,100	98,500	148,700	55,000	48,000	41,000	34,000	27,000	20,000	13,000	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)																
純計 (A)-(B) (C)	20,453	87,005	53,666	62,450	78,100	66,100	98,500	148,700	55,000	48,000	41,000	34,000	27,000	20,000	13,000	
1. 建設改良費	6,523	45,529	3,597	7,546	18,150	7,150	40,590	94,710	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
うち職員給与費																
2. 企業借入金	81,305	79,946	79,499	78,599	78,305	80,854	78,646	72,615	62,478	56,843	40,453	34,711	25,532	22,683	15,251	
3. 他会計長期借入金返還金																
4. 他会計への支出金																
5. その他																
計 (D)	87,828	125,475	83,096	88,145	96,455	88,004	119,236	167,325	67,478	61,843	45,453	39,711	30,532	27,683	20,251	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	67,375	38,470	29,430	23,695	18,355	21,904	20,736	18,625	12,478	13,843	4,453	5,711	3,532	7,683	7,251	
補填	67,375	38,470	29,430	23,695	18,355	21,904	20,736	18,625	12,478	13,843	4,453	5,711	3,532	7,683	7,251	
1. 損益勘定留保資金																
2. 利益剰余金処分額																
3. 繰越工事資金																
4. その他																
計 (F)	67,375	38,470	29,430	23,695	18,355	21,904	20,736	18,625	12,478	13,843	4,453	5,711	3,532	7,683	7,251	
補填財源不足額 (E)-(F)																
他会計借入金残高 (G)																
企業借入金残高 (H)	622,533	601,417	556,518	514,518	475,213	426,859	396,413	398,098	364,120	331,777	311,824	293,613	280,579	266,396	255,647	

○他会計繰入金 (単位:千円)

区分	年度															
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
収益的収支分	71,221	62,727	49,957	51,531	48,509	51,849	48,619	49,066	50,321	49,473	48,942	49,284	48,869	48,747	49,287	
うち基準内繰入金	66,162	47,832	38,974	36,654	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	
うち基準外繰入金	5,059	14,895	10,983	14,877	8,509	11,849	9,619	9,066	10,321	9,473	8,942	9,284	8,869	8,747	9,287	
資本的収支分	1,143	25,030	19,000	23,100	30,000	30,000	30,000	27,000	24,000	21,000	18,000	15,000	12,000	9,000	6,000	
うち基準内繰入金	386	460	534	534	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
うち基準外繰入金	757	24,570	18,466	22,566	29,500	29,500	29,500	26,500	23,500	20,500	17,500	14,500	11,500	8,500	5,500	
合計	72,364	87,757	68,957	74,631	78,509	81,849	78,619	76,066	74,321	70,473	66,942	64,284	60,869	57,747	55,287	

【参考】下水道 2 事業、流域関連公共下水道事業、特定環境保全単独公共下水道事業との合算

参考として、下水道 2 事業を連結決算対象とした場合の試算結果を示します。

前述した特定環境保全下水道（大和地区）は事業規模が小さいため、事業単独での経営改善が困難な状況にあります。

一方で、下水道事業である共通性から、流域関連下水道事業（塩山・勝沼地区）と特定環境保全下水道（大和地区）は同一の使用料体系としています。

下図は下水道 2 事業を連結決算した場合の経費回収率の推計です。

計画期間内の 3 年毎に使用料を上げることを想定した場合、100%前後で推移する試算となります。

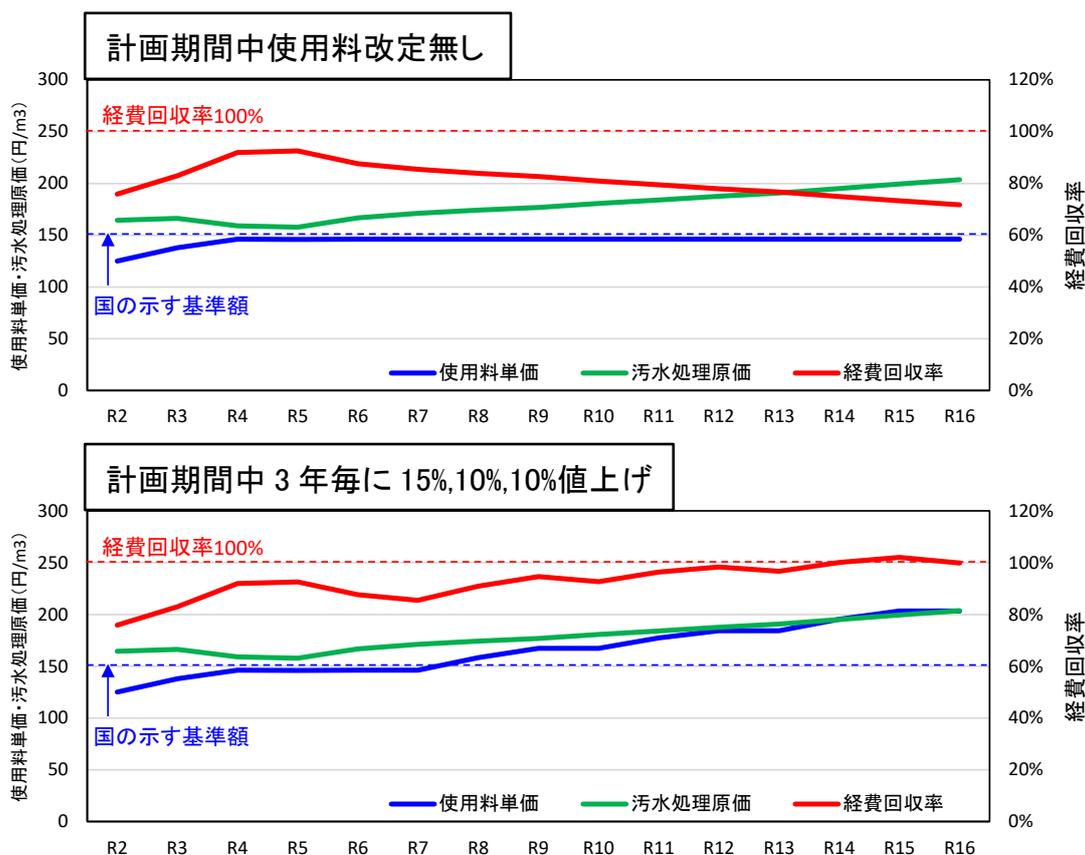


図 26 使用料体系の改定の有無による経費回収率の差異（流関+特環）

（上：改定無し、下：3年毎 15%, 10%, 10% 上昇）

【参考 下水道 2 事業の経費回収率】

表 13 経費回収率に関するロードマップ（下水道 2 事業）

経費回収率(%)	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
単純試算	85.4	83.9	82.6	80.9	79.4	77.9	76.6	74.9	73.3	71.8
使用料単価 (円/m ³)	146									
汚水処理原価 (円/m ³)	171	174	176	180	184	187	190	195	199	203
使用料改定有	85.4	90.9	94.6	92.6	96.3	98.3	96.6	100	102	99.8
使用料単価 (円/m ³)	146	159	168	168	178	185	185	196	204	204
汚水処理原価 (円/m ³)	171	174	176	180	184	187	190	195	199	203

※経費回収率 = 使用料単価 ÷ 汚水処理原価

【参考 下水道2事業の財政シミュレーション】

(単位:千円(税抜き),%)

区分	年度														
	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
1.営業	188,766	206,415	216,691	216,654	215,107	214,194	213,920	214,283	213,267	212,728	212,243	212,225	210,949	210,250	209,391
(1) 受託工事	188,268	205,981	216,089	214,102	213,607	212,694	212,420	212,783	211,767	211,228	210,743	210,725	209,449	208,750	207,891
(2) 委託工事			882	1,109	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
(3) その他	498	434	720	443	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
2.営業	795,846	707,202	667,301	663,637	665,169	675,948	680,458	686,821	683,961	689,511	684,263	688,123	692,853	696,900	699,863
(1) 補助	584,806	522,507	492,619	503,103	501,309	504,649	503,630	504,036	495,252	495,195	485,279	485,571	486,949	486,390	486,842
(2) 補助	15,000	10,450	3,685	2,850	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
(3) 補助	1,965														
(4) 補助	569,840	512,057	486,934	500,253	498,509	501,849	500,830	501,036	492,252	492,195	482,279	482,571	482,949	483,390	483,842
(5) 補助	211,019	184,518	174,622	180,356	183,560	170,899	176,525	182,485	188,609	184,216	188,884	203,452	206,804	210,410	212,741
(6) 補助	21	177	60	178	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
3.営業	984,611	913,617	883,992	889,291	900,276	890,442	894,375	900,904	897,228	902,239	896,506	901,348	903,802	907,150	909,074
(1) 職員	38,551	34,499	36,953	34,939	35,464	36,173	36,898	37,635	38,387	39,152	39,936	40,735	41,550	42,380	43,228
(2) 手当	20,102	18,553	19,861	17,988	18,801	19,177	19,561	19,952	20,351	20,756	21,172	21,595	22,027	22,468	22,917
(3) 退職給付	10,271	8,355	9,228	9,438	9,007	9,187	9,371	9,558	9,749	9,944	10,143	10,346	10,553	10,763	10,979
(4) 福利厚生	5,936	7,591	7,864	7,656	7,609	7,609	7,666	7,666	8,287	8,452	8,621	8,794	8,970	9,149	9,322
(5) 福利	190,614	198,046	193,250	206,174	211,574	215,801	220,111	224,946	229,004	233,560	238,251	243,012	247,837	252,600	257,850
(6) 動力	146	5,264	7,544	7,022	7,003	7,051	7,100	7,186	7,216	7,260	7,330	7,389	7,415	7,484	7,523
(7) 光熱水	4,964	49	60	61	104	108	108	110	112	114	118	120	122	125	127
(8) 通信運搬	638	391	309	208	308	306	312	318	324	331	338	345	351	359	366
(9) 修繕	3,444	7,978	4,812	5,811	7,000	7,140	7,283	7,429	7,577	7,728	7,882	8,040	8,201	8,365	8,533
(10) 材料	303	78	84	84	300	306	312	318	325	331	338	345	351	359	366
(11) 薬品	780	582	732	786	767	770	772	780	779	782	786	790	788	793	794
(12) 委託	61,782	54,270	51,784	58,230	60,000	61,200	62,424	63,672	64,944	66,240	67,566	68,916	70,296	71,700	73,134
(13) 委託	109,680	120,711	122,673	129,144	130,000	132,600	135,252	137,956	140,712	143,520	146,393	149,318	152,308	155,350	158,457
(14) その他	8,875	8,713	5,336	4,248	6,100	6,322	6,548	6,779	7,015	7,254	7,500	7,749	8,005	8,265	8,530
(15) 減価償却	604,399	556,597	531,939	530,408	523,273	523,276	524,090	525,063	525,489	523,538	519,944	517,274	517,867	515,926	
(16) 除営業外	112,368	97,749	85,295	80,242	71,766	67,181	62,892	59,694	57,531	55,220	53,415	52,206	51,141	50,289	49,560
(17) 支利息	108,681	96,006	84,355	75,064	66,766	62,181	57,882	54,604	52,531	50,220	48,415	47,206	46,141	45,289	44,560
(18) その他	3,687	1,743	940	5178	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
(19) 支損益	945,932	886,691	847,437	857,763	842,077	843,031	843,991	846,940	850,411	851,470	851,546	854,671	857,802	863,336	866,944
(20) 支損益	35,679	26,726	36,555	47,528	58,199	47,011	50,384	53,964	46,817	50,769	44,960	46,677	46,000	43,814	42,530
(21) 支損益	5		37	18,365											
(22) 支損益	10,207	1	1	1,133											
(23) 支損益	△ 10,202	△ 1	37	17,232											
(24) 支損益	28,477	26,725	36,592	64,760	58,199	47,011	50,384	53,964	46,817	50,769	44,960	46,677	46,000	43,814	42,530
(25) 支損益															
(26) 支損益															
(27) 支損益															
(28) 支損益															
(29) 支損益															
(30) 支損益															
(31) 支損益															
(32) 支損益															
(33) 支損益															
(34) 支損益															
(35) 支損益															
(36) 支損益															
(37) 支損益															
(38) 支損益															
(39) 支損益															
(40) 支損益															
(41) 支損益															
(42) 支損益															
(43) 支損益															
(44) 支損益															
(45) 支損益															
(46) 支損益															
(47) 支損益															
(48) 支損益															
(49) 支損益															
(50) 支損益															
(51) 支損益															
(52) 支損益															
(53) 支損益															
(54) 支損益															
(55) 支損益															
(56) 支損益															
(57) 支損益															
(58) 支損益															
(59) 支損益															
(60) 支損益															
(61) 支損益															
(62) 支損益															
(63) 支損益															
(64) 支損益															
(65) 支損益															
(66) 支損益															
(67) 支損益															
(68) 支損益															
(69) 支損益															
(70) 支損益															
(71) 支損益															
(72) 支損益															
(73) 支損益															
(74) 支損益															
(75) 支損益															
(76) 支損益															
(77) 支損益															
(78) 支損益															
(79) 支損益															
(80) 支損益															
(81) 支損益															
(82) 支損益															
(83) 支損益															

流域圏運公共下水道上水道+特定環境保全公共下水事業・使用料改定無し (単位:千円(概算))

区分	年度														
	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
1. 企業	251,000	249,900	234,200	207,400	275,200	225,500	239,200	263,300	219,500	213,500	207,500	201,500	195,500	189,500	183,500
うち資本費平準化債	147,300	121,800	111,500	87,700	80,000	77,000	74,000	71,000	68,000	62,000	56,000	50,000	44,000	38,000	32,000
2. 他会計	220,214	270,929	284,800	248,000	230,000	230,000	230,000	227,000	224,000	201,000	178,000	155,000	132,000	109,000	86,000
うち補助金															
3. 他会計															
うち負担金															
4. 他会計	43,710	25,479	35,200	31,450	39,100	33,600	50,300	77,400	32,500	32,500	32,500	32,500	32,500	32,500	32,500
うち補助金															
5. 他会計															
うち借入金															
6. 国(都道府県)補助金															
7. 固定資産売却代金	10,785	10,111	8,483	10,425	7,695	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
8. 工事															
9. その他															
計	525,709	556,419	562,683	497,275	551,995	496,600	527,000	575,200	483,500	454,500	425,500	396,500	367,500	338,500	309,500
(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額															
計	525,709	556,419	562,683	497,275	551,995	496,600	527,000	575,200	483,500	454,500	425,500	396,500	367,500	338,500	309,500
(B)	157,444	165,542	169,679	161,553	242,088	189,650	223,090	277,210	191,500	191,500	191,500	191,500	191,500	191,500	191,500
1. 建設改良費	23,249	28,130	37,578	32,280	67,534	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
うち職員給与費	786,907	759,264	728,874	689,879	645,650	592,773	539,843	488,821	442,118	399,907	334,218	299,894	270,328	245,004	213,246
2. 企業償還金															
3. 他会計長期借入返還金															
4. 他会計への支出金															
5. その他															
計	944,351	924,806	898,553	851,432	887,738	782,423	762,933	765,831	633,618	591,407	525,718	491,394	461,828	436,504	404,746
(D)	418,642	368,387	335,870	354,157	335,743	285,823	235,933	190,831	150,118	136,907	100,218	94,894	94,328	98,004	95,246
(E)	418,642	368,387	335,870	354,157	335,743	285,823	235,933	190,831	150,118	136,907	100,218	94,894	94,328	98,004	95,246
1. 損益勘定留保資金															
2. 利益剰余金処分額															
3. 繰越工事資金															
4. その他															
計	418,642	368,387	335,870	354,157	335,743	285,823	235,933	190,831	150,118	136,907	100,218	94,894	94,328	98,004	95,246
(F)															
(G)															
補填財源不足額	6,645,286	6,135,922	5,641,249	5,158,768	4,788,318	4,421,045	4,120,402	3,895,081	3,672,463	3,436,056	3,359,338	3,260,944	3,186,114	3,130,610	3,100,866
(H)															

○他会計繰入金 (単位:千円)

区分	年度														
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分	569,840	512,057	488,934	500,253	498,509	501,849	500,830	501,036	492,252	492,195	482,279	482,571	482,949	483,390	483,842
うち基準内繰入金	481,476	385,003	378,682	381,959	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000
うち基準外繰入金	88,364	127,054	110,252	118,294	113,509	116,849	115,830	116,036	107,252	107,195	97,279	97,571	97,949	98,390	98,842
資本的収支分	220,214	270,929	284,800	248,000	230,000	230,000	230,000	227,000	224,000	201,000	178,000	155,000	132,000	109,000	86,000
うち基準内繰入金	70,778	61,856	76,938	45,169	40,500	35,500	25,500	15,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500
うち基準外繰入金	149,436	209,073	207,862	202,831	189,500	194,500	204,500	211,500	213,500	190,500	167,500	144,500	121,500	98,500	75,500
計	790,054	782,986	773,734	748,253	728,509	731,849	730,830	728,036	716,252	693,195	680,279	637,571	614,949	592,390	569,842

流域圏連公共下水道十特定環境保全公共下水道事業・使用料改定15%・10% (単位:千円(税抜))

区分	年度													
	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
業	249,900	234,200	207,400	275,200	239,200	219,500	213,500	207,500	201,500	195,500	189,500	183,500		
うち資本費平準化債	147,300	111,500	87,700	80,000	74,000	68,000	62,000	56,000	50,000	44,000	38,000	32,000		
資														
2. 他会計出資金	220,214	284,800	248,000	230,000	230,000	224,000	201,000	178,000	155,000	132,000	109,000	86,000		
3. 他会計補助金														
4. 他会計負担金														
5. 他会計借入金														
6. 国(都道府県)補助金	43,710	25,479	35,200	39,100	50,300	32,500	32,500	32,500	32,500	32,500	32,500	32,500		
7. 固定資産売却代金														
8. 工事負担金	10,785	8,483	10,425	7,695	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500		
9. その他	525,709	562,683	497,275	551,995	496,600	483,500	454,500	425,500	396,500	367,500	338,500	309,500		
計 (A)														
(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額														
入														
1. 建設改良費	525,709	562,683	497,275	551,995	496,600	483,500	454,500	425,500	396,500	367,500	338,500	309,500		
2. 他会計長期借入返還金	157,444	165,542	161,553	242,088	189,650	191,500	191,500	191,500	191,500	191,500	191,500	191,500		
うち職員給与費														
うち流域負担金	23,249	28,130	32,280	67,534	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000		
3. 他会計長期借入返還金	786,907	759,264	689,879	645,650	592,773	539,843	488,621	442,118	399,907	334,218	299,894	270,328		
4. 他会計への支出金														
5. その他														
計 (D)	944,351	924,806	898,553	887,738	782,423	762,833	765,831	633,618	591,407	525,718	491,394	461,828		
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C)	418,642	368,387	335,870	354,157	285,823	235,933	190,631	150,118	136,907	100,218	94,894	98,004		
補填財源														
1. 損益剰余金処分額	418,642	368,387	335,870	354,157	285,823	235,933	190,631	150,118	136,907	100,218	94,894	98,004		
2. 利益剰余金処分額														
3. 繰越工事資金														
4. その他														
計 (F)	418,642	368,387	335,870	354,157	285,823	235,933	190,631	150,118	136,907	100,218	94,894	98,004		
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)	6,645,286	6,135,922	5,641,249	5,158,768	4,788,318	4,421,045	4,120,402	3,895,081	3,672,463	3,486,056	3,260,944	3,130,610		
計														

○他会計繰入金 (単位:千円)

区分	年度														
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分	569,840	512,057	488,934	500,253	498,509	501,849	479,619	469,066	460,321	439,473	428,942	429,284	408,869	408,747	409,287
うち基準内繰入金	481,476	385,003	378,682	381,959	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000
うち基準外繰入金	88,364	127,054	110,252	118,294	113,509	116,849	94,619	84,066	75,321	54,473	43,942	44,284	23,869	23,747	24,287
資本的収支分	220,214	270,929	284,800	248,000	230,000	230,000	230,000	227,000	224,000	201,000	178,000	155,000	132,000	109,000	86,000
うち基準内繰入金	70,778	61,856	76,938	451,169	40,500	35,500	25,500	15,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500
うち基準外繰入金	149,436	209,073	207,862	202,831	189,500	194,500	204,500	211,500	213,500	190,500	167,500	144,500	121,500	98,500	75,500
計	790,054	782,986	773,734	748,253	728,509	731,849	709,619	696,066	684,321	640,473	606,942	584,284	540,869	517,747	485,287

IV 特定地域生活排水処理事業

24. 特定地域生活排水処理事業の概要

特定地域生活排水処理事業は、平成 14 年 10 月 1 日に事業開始し、平成 14 年 11 月 1 日に供用開始しています。

これまでの総事業費は約 5.5 億円（税込み）です。

表 14 施設の整備状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

特定地域生活排水処理事業		
普及状況等	浄化槽設置基数	500 基
	うち稼働基数	486 基
	行政人口	29,439 人
	下水道計画区域外の人口	7,935 人
	普及人口（整備済人口）	1,314 人
	行政人口普及率 （＝普及人口÷行政人口）	4.5%
	下水道計画区域外の普及率	16.6%
	水洗化人口（接続人口）	1,306 人
	水洗化率（接続率） （＝水洗化人口÷普及人口）	99.4%
	下水道使用率 （＝水洗化人口÷行政人口）	4.4%
水量	年間総処理水量	103,427 m ³
	年間有収水量	103,427 m ³
	有収率	100%

25. 現行使用料について

25.1 現行の使用料体系

塩山・勝沼地区の特定地域生活排水処理事業の使用料体系は、他の下水道事業と異なり、浄化槽の大きさにより使用料を定めています。

なお、大和地区は、特定環境保全下水道と同様の従量制としています。

表 15 使用料体系（令和 6 年 3 月 31 日現在）

（令和 3 年 7 月 1 日改定）

人槽区分	金額（税込）	金額（税抜）
5 人槽	3,184 円/月	2,895 円/月
6～7 人槽	3,603 円/月	3,276 円/月
8～10 人槽	4,546 円/月	4,133 円/月
11～15 人槽	7,165 円/月	6,514 円/月
16～20 人槽	9,575 円/月	8,705 円/月
21～25 人槽	11,251 円/月	10,229 円/月
26～30 人槽	12,927 円/月	11,752 円/月
31～40 人槽	14,184 円/月	12,895 円/月
41～50 人槽	17,013 円/月	15,467 円/月

25.2 有収水量及び使用料収入の推計

有収水量は設置基数の増加に伴い、増加していくものと推定しています。使用料収入もこれに合わせて、増加傾向となるものと考えられます。

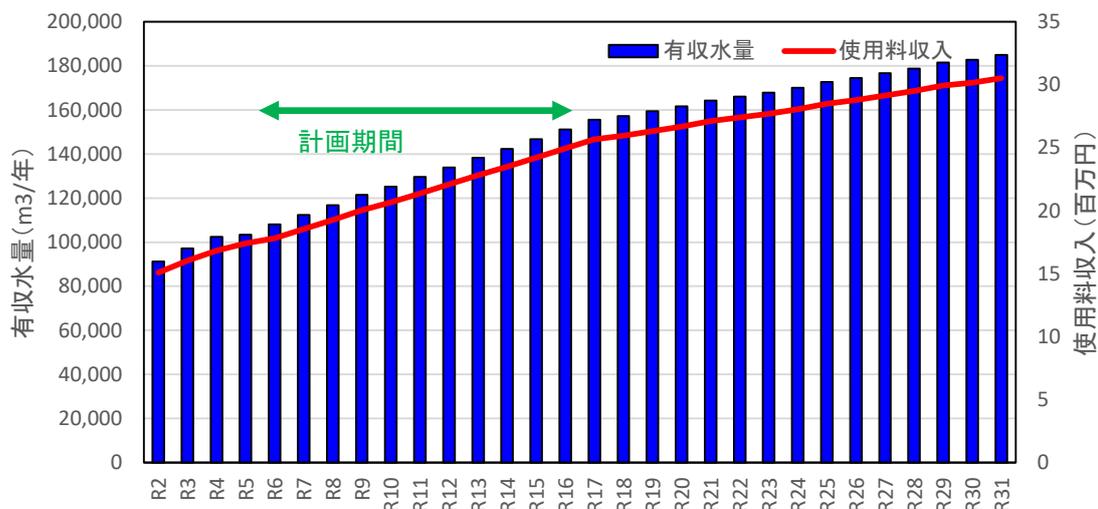


図 27 有収水量と使用料収入の試算（使用料改定無し）

26. 投資試算

26. 1 浄化槽の新設事業

アクションプランに基づき、令和 16 年度までは浄化槽を年間 20 基、新設する計画としています。

本事業は、新設希望者への対応となるため、実態が計画と一致しないことがあります。

26. 2 建設改良費

1 基あたり 150 万円の工事費を見込んでいます。年間の建設改良費は 3 千万円と試算しています。これは令和 6 年度予算とほぼ同額となっています。

計画期間内の工事について令和 16 年度までの計画値となっています。

見直し時には社会情勢等を注視し柔軟な対応を図ります。

表 16 工事スケジュール

工事内容	工事費 (千円)	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
浄化槽新設	300,000										

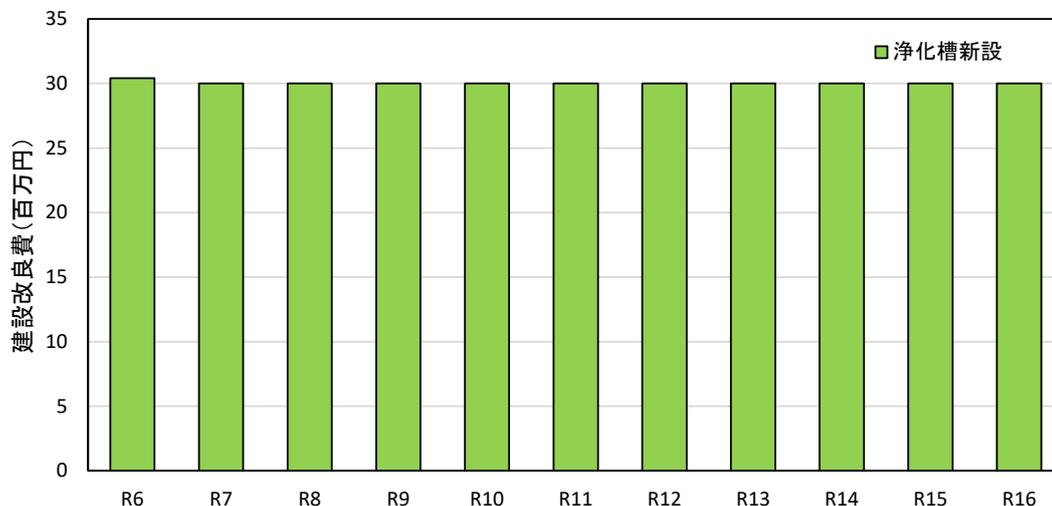


図 28 建設改良費の試算

用語解説

【アクションプラン】

汚水処理整備計画として、今後 10 年程度での汚水処理の概成を目標とし、各種汚水処理施設(下水道、合併浄化槽など)の整備手法及び区域などを定めたもの

26. 3 維持管理費

維持管理費とは、事業の運営に必要な単年度の経費であり、電気代や施設管理に必要な委託費や修繕費が含まれています。

職員給与費については、職員の人事異動等により年度間で若干の増減が発生する可能性はありますが、財政計画上は概ね変動がないものとして推計しています。

計画期間内において、浄化槽基数が増加することから、維持管理費に関わる委託費は増加傾向となります。このため、経費の増加が予想されます。職員人件費は現行ベースと大きな減少とはならないものとしています。

今回の見直しにおいては、この試算額に物価上昇を加味した額としています。

物価上昇率は、明確なトレンド推計が困難であることから、政府が示している「インフレ目標率：2.0%」を採用し、令和7年度以降の維持管理費を対前年比2.0%増加するものとして推計しています。

結果として、維持管理費は増加傾向となることが予想されます。



図 29 維持管理費の試算

27. 財源試算

27.1 建設財源（国庫補助金・企業債の活用）

建設改良費を賄うために、最大限国庫補助金を活用し、残額に対しては企業債により資金を調達します。下水道事業に比べ補助率が低いことが特徴です。

国庫補助金は年間約 390 万円、新規企業債の発行額は年間約 2,310 万円を予定しています。

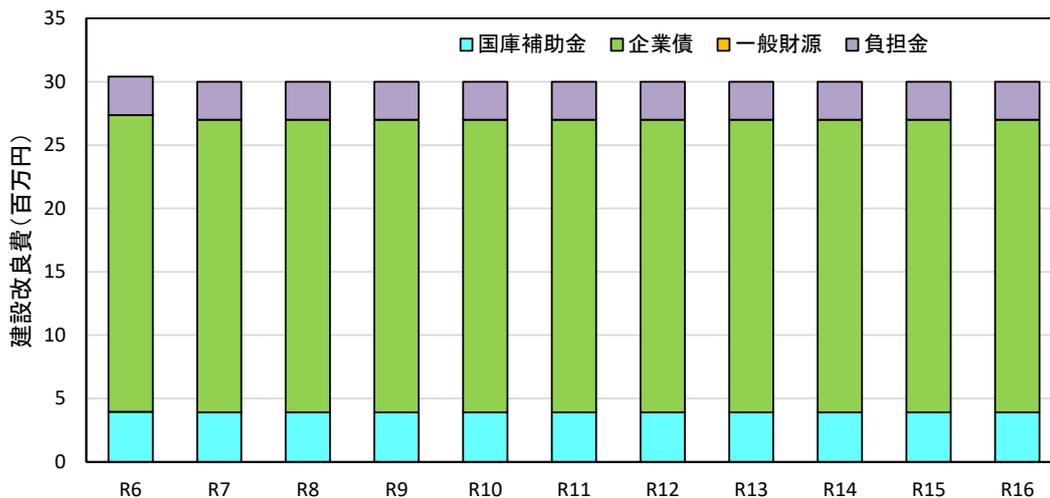


図 30 建設財源の試算

27.2 企業債残高・企業債償還金の見通し

今後、事業の拡大に伴い、企業債償還金（元金及び利息）は年々増加傾向にあります。

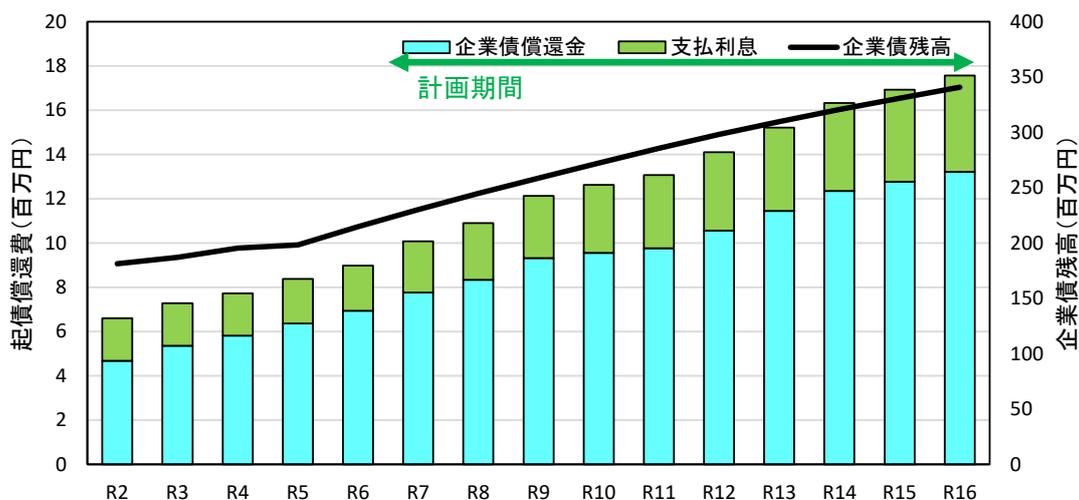


図 31 償還金等の試算

27. 3 減価償却費・長期前受金戻入の見通し

減価償却費は当面、増加傾向にあります。長期前受金戻入に大きな変動はありません。この差額分は、企業債償還金等の資本的収支における不足額に対する補填財源（損益勘定留保資金）として活用されます。

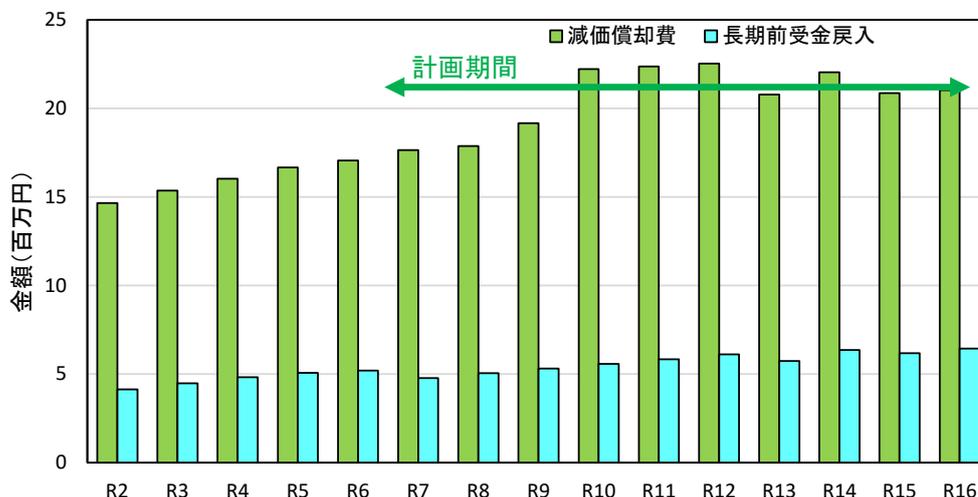


図 32 減価償却費・長期前受金戻入の試算

27. 4 一般会計繰入金

経常収支比率を 100%とするために、一般会計からの繰入金が必要となります。

維持管理費の増加等の影響もあり、今後とも多額の繰入金が必要となる見込みです。

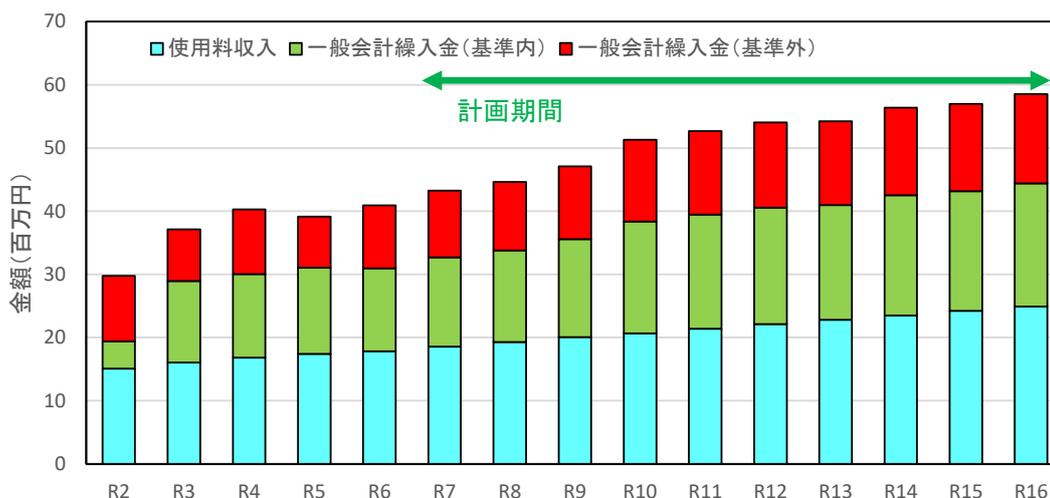


図 33 一般会計繰入金の試算（使用料改定なし）

28. 投資・財政計画（収支計画）

28. 1 下水道使用料の改定及び経費回収率の改善

本市の下水道使用料は令和3年度の直近の改定から約3年経過しています。下水道使用料について重要な財政指標の1つに「経費回収率」があげられます。経費回収率とは使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、100%以上であることが必要です。

本事業は、環境省補助金であるため、下水道事業のような制約はありません。

経費回収率は、[使用料単価÷汚水処理原価]より算出されます。汚水処理原価は、維持管理費の増加に伴い将来上昇することが予想されます。

これに対し現行の使用料単価のままとした場合（図34：上）、汚水処理原価の増加により、経費回収率が徐々に低下することが予想されます。

令和8年度以降、計画期間内の3年毎に使用料を30%、10%、10%上げることを想定した場合（図34：下）において、経費回収率の改善が期待できます。

---用語解説-----

【 使用料単価 】

有収水量1m³あたりの使用料単価を示し、使用料の水準を示す指標のこと。

【 汚水処理原価 】

有収水量1m³あたりの汚水処理に要した費用、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標のこと。

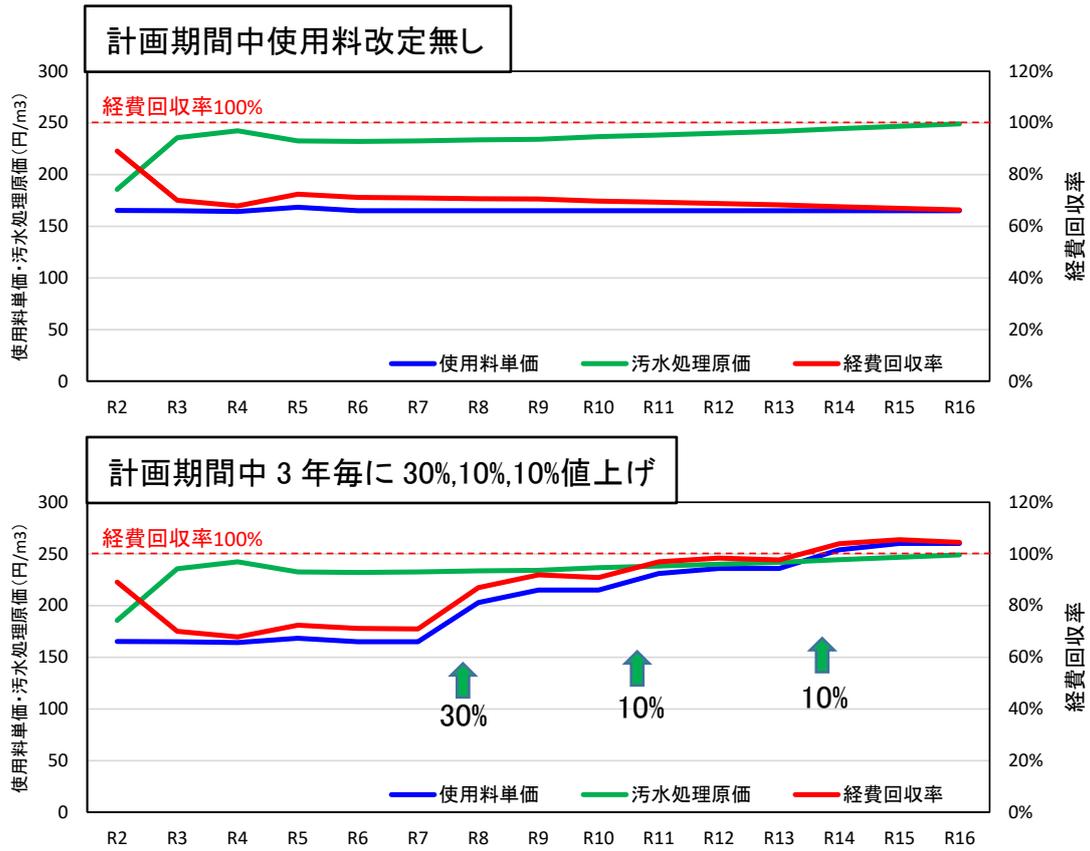


図 34 使用料体系の改定の有無による経費回収率の差異
 (上：改定無し、下：3年毎30%、10%、10%上昇)

28. 2 経常収支の見通し

経常収支が100%（経常収支額=0）となるように、一般会計繰入金での調整を行っています。

28. 3 一般会計繰入金額の抑制

令和8年度から3年毎の適正な使用料収入の見直しを行い、一般会計繰入金の抑制を図ります。

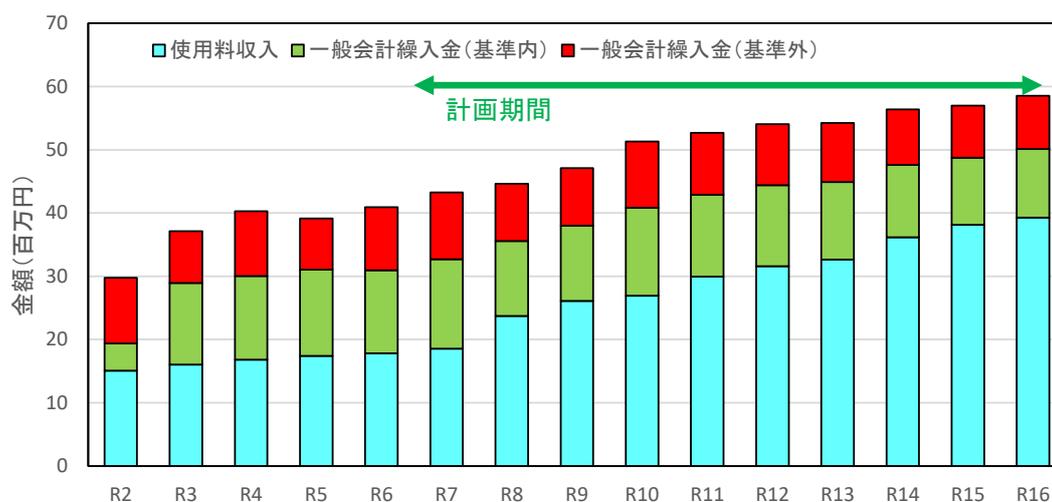


図 35 一般会計繰入金の試算（使用料改定あり）

29. 投資以外の考え方

事業の特性上、特にありません。

30. 業務指標 (PI)

本経営戦略では、前述の PDCA サイクルにおける「Check」における業務指標として、以下の項目を設定します。

表 17 業務指標 (PI) の概要及び目標値

業務指標	指標の意義	現状 (R5 決算)	単純試算 (R16 推計)	目標値
経費 回収率	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、100%以上であることが必要です。	72.4%	66.2%	100%以上

※単純試算とは、使用料改定を行わなかった場合における令和 16 年度推計値を示す。

【経費回収率の維持 (ロードマップ)】

本経営戦略では、一般会計繰入金の抑制のために、使用料の改定を見込んでいます。事業単体では、令和 8 年度の改定の効果が発揮される令和 9 年度以降の計画期間を通じて 90%以上を目標とし、達成できない場合には速やかに経営戦略の見直しを図るものとします。

表 18 経費回収率に関するロードマップ

経費回収率(%)	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
単純試算	70.9	70.6	70.5	69.7	69.2	68.7	68.2	67.5	66.9	66.2
使用料単価 (円/m ³)	165									
汚水処理原価 (円/m ³)	233	234	234	237	238	240	242	244	247	249
使用料改定有	70.9	86.9	91.8	90.8	96.9	98.3	97.6	103	105	104
使用料単価 (円/m ³)	165	215			236			260		
汚水処理原価 (円/m ³)	233	234	234	237	238	240	242	244	247	249
最低限維持すべき目標	令和 9 年度以降、計画期間を通じて「90%以上」									

※経費回収率 = 使用料単価 ÷ 汚水処理原価

特定地域生活排水処理事業・使用料徴収率30.10%、10%

(単位:千円(税抜き), %)

区分	年度											
	令和12年度 (決算)	令和13年度 (決算)	令和14年度 (決算)	令和15年度 (決算)	令和16年度 (決算)	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度
1. 営業	15,128	16,053	16,881	17,423	17,867	18,589	23,750	26,165	29,972	31,653	32,590	36,197
(1) 使用料	15,074	16,020	16,836	17,400	17,827	18,549	23,710	26,125	29,932	31,613	32,550	36,157
(2) 受託工事												
(3) その他	54	33	45	23	40	40	40	40	40	40	40	40
2. 営業	18,480	24,105	25,881	25,304	26,281	27,506	23,958	24,260	27,949	26,551	25,297	24,594
(1) 補助	14,344	19,634	21,066	20,247	21,079	22,728	18,915	18,952	22,376	20,448	19,570	18,237
(2) 長期前受	14,344	19,634	21,066	20,247	21,079	22,728	18,915	18,952	22,376	20,448	19,570	18,237
(3) その他	4,136	4,471	4,815	5,057	5,202	4,778	5,043	5,308	5,573	6,103	5,727	6,357
(4) 国庫補助	33,608	40,158	42,762	42,727	44,148	46,095	47,708	50,425	54,906	58,204	57,987	60,791
(5) 都道府県補助	31,571	38,243	40,847	40,714	42,110	43,786	45,142	47,606	51,842	54,665	54,226	56,822
(6) 職員給与	1,446	6,642	7,687	6,321	6,683	6,817	6,853	7,092	7,234	7,378	7,676	7,830
(7) 基本手当	751	3,334	3,804	3,331	3,490	3,500	3,631	3,704	3,778	3,853	3,930	4,009
(8) 退職給付	381	1,867	1,720	1,610	1,732	1,767	1,802	1,838	1,875	1,912	1,989	2,029
(9) 福利厚生	314	1,441	1,563	1,380	1,461	1,490	1,520	1,550	1,581	1,645	1,678	1,712
(10) 修繕費	15,474	16,238	17,741	17,729	18,374	19,333	20,323	21,345	22,399	23,487	24,609	25,768
(11) 薬品費	642	597	905	890	900	918	936	955	974	994	1,034	1,054
(12) 委託	201											
(13) その他	12,669	12,990	14,017	14,120	14,674	15,559	16,474	17,419	18,394	19,402	20,443	21,518
(14) 減価償却	1,962	2,651	2,819	2,719	2,856	2,913	2,971	3,031	3,091	3,153	3,216	3,280
(15) 除却	14,651	15,363	16,019	16,664	17,053	17,636	17,866	19,169	22,209	22,370	22,531	20,782
(16) 営業外	1,925	1,915	1,915	2,013	2,038	2,309	2,566	2,819	3,064	3,303	3,539	3,761
(17) 支払利息	1,925	1,915	1,915	2,013	2,038	2,309	2,566	2,819	3,064	3,303	3,539	3,761
(18) その他	33,496	40,158	42,762	42,727	44,148	46,095	47,708	50,425	54,906	58,204	57,987	60,791
(19) 経常	112											
(20) 特別												
(21) 別												
(22) 損												
(23) 益												
(24) (F)-(G)												
(25) (H)												
(26) 当年度純利益(又は純損失)(E)+(H)												
(27) 繰越利益剰余金又は累積欠損金(D)												
(28) 流動												
(29) 負債												
(30) うち建設改良費												
(31) うち未収入												
(32) うち未私金												
(33) 累積欠損金比率((A)-(B) / (A)-(B)) × 100 (L)												
(34) 地方財政法施行令第15条第1項により算定した												
(35) 営業収益一受託工事取益(A)-(B)	15,128	16,053	16,881	17,423	17,867	18,589	23,750	26,165	29,972	31,653	32,590	36,197
(36) 地方財政法による(L)/(M) × 100												
(37) 健全化法施行令第16条により算定した												
(38) 健全化法施行令第17条により算定した												
(39) 健全化法第22条により算定した(N)/(P) × 100												
(40) 営業												
(41) 不												
(42) 償												
(43) 金												
(44) 比率												
(45) 38,190												
(46) 39,289												
(47) 40												
(48) 23,663												
(49) 17,221												
(50) 17,221												
(51) 6,442												
(52) 62,992												
(53) 58,638												
(54) 8,146												
(55) 21,026												
(56) 4,354												
(57) 4,354												
(58) 62,992												

特定地域生活排水処理事業・使用料改定20%・10%・10%

(単位:千円(税抜き))

区分	年度														
	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
1. 企業	12,800	10,900	14,200	9,400	23,400	23,100	23,100	23,100	23,100	23,100	23,100	23,100	23,100	23,100	23,100
うち資本費平準化債															
2. 他会計出資金															
3. 他会計補助金	336	1,450	2,400	1,500	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
4. 他会計負担金															
5. 他会計借入金															
6. 国(都道府県)補助金	8,125	8,125	4,082	1,875	3,860	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
7. 固定資産売却代金															
8. 工事負担金	2,079	1,926	1,832	1,924	3,041	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
9. その他															
計 (A)	23,340	22,401	22,494	14,699	32,401	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額															
計 (A)-(B) (C)	23,340	22,401	22,494	14,699	32,401	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
1. 建設改良費	24,161	22,241	21,890	13,211	30,413	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
うち職員給与費															
2. 企業債償還金	4,883	5,367	5,816	6,364	6,944	7,768	8,337	9,317	9,564	9,770	10,561	11,454	12,360	12,769	13,220
3. 他会計長期借入返還金															
4. 他会計への支出金															
5. その他															
計 (D)	28,844	27,608	27,706	19,575	37,357	37,768	38,337	39,317	39,564	39,770	40,561	41,454	42,360	42,769	43,220
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	5,504	5,207	5,212	4,876	4,956	5,768	6,337	7,317	7,564	7,770	8,561	9,454	10,360	10,769	11,220
1. 繰越剰余金															
2. 繰越工事業															
3. 繰越工事業															
4. その他	5,504														
計 (E)	5,504	5,207	5,212	4,876	4,956	5,768	6,337	7,317	7,564	7,770	8,561	9,454	10,360	10,769	11,220
補填財源															
計 (F)															
補填財源不足額 (E)-(F)															
他会計借入金残高 (G)															
企業債残高 (H)	181,467	187,000	195,384	198,420	214,876	230,208	244,971	258,754	272,290	285,620	298,159	309,805	320,545	330,876	340,756

○他会計繰入金

(単位:千円)

区分	年度														
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分	14,344	19,634	21,066	20,247	21,079	22,728	18,915	18,952	22,376	20,728	20,448	19,570	18,237	16,845	17,221
うち基準内繰入金	3,951	12,776	12,695	13,121	12,847	13,637	11,349	11,371	13,426	12,437	12,269	11,742	10,942	10,107	10,333
うち基準外繰入金	10,393	6,858	8,371	7,126	8,432	9,091	7,566	7,581	8,950	8,291	8,179	7,828	7,295	6,738	6,888
資本的収支分	336	1,450	2,400	1,500	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
うち基準内繰入金	336	1,450	508	508	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
うち基準外繰入金		1,290	1,892	992	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
計	14,680	21,084	23,466	21,747	23,079	24,728	20,915	20,952	24,376	22,728	22,448	21,570	20,237	18,845	19,221

甲州市下水道事業經營戰略

令和 6 年 11 月

発行: 甲州市上下水道課

住所: 〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾 1085 番地 1

TEL: 0553-32-5078(直通)